

堺市南区自治連合協議会校区代表者会議（10月定例会）

〈 案 件 〉

1. 堺市自治連合協議会案件

(1) 依頼案件

① 2021年度堺市人権教育推進協議会校区推進委員研修会の開催中止について
(人権部)

② 各区ふれあいまつり等について (各区役所)

- ・ 北区交流まつり2021 (11/6) (中止)
- ・ 第17回(2021年)みはら区民まつり (11/7) (ONLINE)
- ・ 第20回堺区ふれあいまつり (11/21) (中止)

(2) 依頼案件

① 令和3年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練の実施について (危機管理室)

② 令和3年度大阪府内市町村防災対策協議会自主防災組織育成部会「令和3年度自主防災組織リーダー育成研修」の中止について (危機管理室)

③ マンション等における在宅避難の啓発チラシについて (危機管理室)

(3) 事業説明案件

① 堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターの民営化について
(長寿社会部)

② 全国ひとり親世帯等調査について (子ども青少年育成部)

③ 全国道路・街路交通情勢調査の実施について (道路部)

(4) 協議会案件

① 要望書について (市民生活部)

2. 泉北ニューデザイン推進委員会等について

3. マイナンバーカード出張申請受付の実施について

4. 水道工事のお知らせについて (3件)

5. 事務局連絡

① 定例会におけるLINE WORKSの試行に関するアンケートについて

② 令和3年度みなみ交流E・K・I・D・E・Nについて (2/6(月)中止)

③ その他

堺市南区自治連合協議会代表者会議（10月定例会）

1. 堺市自治連合協議会案件

(1) 報告案件

① 2021年度堺市人権教育推進協議会 校区推進委員研修会の開催中止について

(人権部)

例年、当協議会では、校区推進委員の皆様には様々な人権に触れていただき、小学校区等における人権啓発活動を推進していただくことを目的として、講座等を開催しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、皆様の健康並びに安全面を鑑み、やむを得ず、今年度も開催を中止とさせていただきます。

ご参加をご検討いただいていた皆様には、ご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、2021年度版の校区推進委員ハンドブックを作成いたしましたので、配付させていただきます。今後の校区推進活動にお役立ていただければ幸いです。

問合せ・・・TEL 228-7420 人権推進課

② 各区ふれあいまつり等について

- ・北区交流まつり2021 (11/6)
- ・第17回(2021年)みはら区民まつり (11/7)
- ・第20回堺区ふれあいまつり (11/21)

【広報さかい10月号掲載】

(北区役所・美原区役所・堺区役所)

・北区交流まつり2021

令和3年11月6日(土)に開催を予定しておりました「北区交流まつり2021」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と参加者及び関係者の健康・安全面を考慮し、開催を中止させていただくこととなりました。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承くださいますようお願いいたします。

問合せ・・・TEL 258-6779 北区役所自治推進課

・第17回(2021年)みはら区民まつり

本年は下記のとおり「みはら区民まつり」をオンラインで開催することとなり、現在準備を進めているところでございます。

10月上旬には特設WEBサイトを開設するほか、11月7日(日)は10時からライブ配信を行います。なお、ライブ配信の内容は、11月末までご覧いただけます。

つきましては、多忙な折とは存じますが、インターネットからご視聴になれますので、一度ご覧いただきますようご案内申し上げます。

第17回(2021年)みはら区民まつり オンライン(健康のつどい同時開催)

ライブ配信 令和3年11月7日(日) 午前10時～午後2時(予定)

(特設WEBサイト:10月上旬開設)

問合せ・・・TEL 363-9312 美原区役所自治推進課

・第20回堺区ふれあいまつり

令和3年11月21日(日)に開催を予定しておりました「第20回堺区ふれあいまつり」

につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中、参加者の方々の健康・安全を最優先に考慮した結果、中止させていただくこととなりました。

例年、開催にご協力いただいております関係者の皆様並びに開催を楽しみにして下さった参加者の方々には申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、代替事業としましては、令和3年11月13日(土)、大道筋において計画されています社会実験と連携して、ザビエル公園において自治会の活動の紹介ならびに加入促進につながる取組みを予定しております。

問合せ・・・TEL 228-7082 堺区役所自治推進課

(2) 依頼案件

- | |
|--|
| ①令和3年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練の実施について |
| ②令和3年度大阪府内市町村防災対策協議会自主防災育成部会「令和2年度自主防災組織リーダー育成研修」の中止について |
| ③マンション等における在宅避難の啓発チラシについて |
- 【①のみ広報さかい10月号掲載】 (危機管理室)

①令和3年度近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練の実施について

11月5日(金)に実施を予定しております令和3年度の総合防災訓練につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年に引き続き市民皆さまの参加を目的とした防災啓発ブースなどは実施せず、開催規模を縮小させていただきます。

尚、昨年に引き続き一般見学及び来賓招待を中止(※議員のみ関係者として参加予定)とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

また、当日の訓練の映像は、ユーチューブでライブ配信しますので、ご覧ください。

最後に訓練当日の11月5日に警報が発表されている場合のほか、大阪府域に新型コロナウイルスの蔓延が見込まれる場合は、訓練そのものが中止となる可能性がありますので、お含みいただきますようお願い申し上げます。

②令和3年度大阪府内市町村防災対策協議会自主防災育成部会「令和3年度自主防災組織リーダー育成研修」の中止について

大阪府が実施する自主防災組織リーダー育成研修は、自主防災組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図ることを目的に、平成29年度から府内のすべての自主防災組織等を対象として実施しているものです。

例年、堺市の校区自治連合協議会や校区自主防災組織の方々に、希望された方にご参加いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、自主防災組織リーダー育成研修が昨年度同様、令和3年度も中止となることが決定しましたのでお知らせします。

③マンション等における在宅避難の啓発チラシについて

本市では、本格的な台風時期を迎え、台風や大雨による災害時におけるマンションなどの集合住宅での避難行動(在宅避難など)についてチラシを作成し、各区役所と連携した啓発を下記のとおり行いますのでご報告します。

1. 目的

河川氾濫などにおいては、「自宅の浸水深さ」や「避難開始時間」によっては、避難所へ避難せず自宅在宅避難(屋内安全確保)することも適切な避難となる場合があり、コロナ禍であることもふまえ、マンションの居住者の方へ周知を図るため、管理組合などに対

し、エレベーター内などへの啓発チラシの掲示を依頼するもの。

2. マンション等集合住宅へ送付する内容

- ①送付文
- ②啓発チラシ

3. 送付先

3階以上1,000㎡以上 または 5階以上500㎡以上のもの	建築年 昭和56年6月1日以降 (新耐震基準)	床面積 2,000㎡以上
--------------------------------------	-------------------------------	-----------------

※上記3項目にあてはまる建物を基本に公営住宅は原則除きます。

4. スケジュール

10月初旬以降発送予定

問合せ・・・Tel 228-7605 危機管理室

(3) 事業説明案件

①堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターの民営化について
(長寿社会部)

下記のとおり、所管施設の民営化を予定していますので、ご報告致します。

1. これまでの経過について

堺市立八田荘老人ホームは、昭和35年に養護老人ホームとして開設し、平成21年度から指定管理者制度により運営を行っています。令和2年3月に「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」を策定し、民間のノウハウを最大限活用するため、令和4年度から社会福祉法人(以下、「事業者」)へ施設を譲渡等し、民営の施設に転換する方針です。

また、平成11年に開設した堺市立中老人福祉センターについては、八田荘老人ホームと同一敷地内にあることから一体的に民間の施設に転換する方針です。

2. 八田荘老人ホームの今後について

令和4～13年度 譲渡先の事業者が民設の養護老人ホームとして管理運営を行います。
なお、本市は入所者の決定と措置費用の負担を従前どおり行います。
令和14年度以降 上記期間中の福祉ニーズ等の変化を見据え、事業者と協議の上、最適な施設運営をめざします。

3. 中老人福祉センターの今後について

令和4～6年度 現在の老人福祉センター事業を継続しながら、地域のニーズに対応した民間主導の新たな事業を試行実施します。
令和7年度以降 上記期間中の試行実績を踏まえ、老人福祉センターの機能を見直し、幅広い世代に開かれた施設への転換をめざします。

4. 今後のスケジュール(予定)

令和3年10月以降 事業者募集、事業者選定等
令和4年2月 協定書締結
3月 建物・土地に関する契約締結、市議会での議決
4月1日以降 事業者による運営開始

②全国ひとり親世帯等調査について

【広報さかい10月号掲載】

(子ども青少年育成部)

ひとり親世帯等の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、全国ひとり親世帯等調査を実施いたしますのでお知らせいたします。

1. 調査の目的

この調査は、5年に1回、厚生労働省が全国一律に実施するもので、母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（父母のいない児童のいる世帯）の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

2. 調査の対象

令和3年11月1日時点で調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯

3. 調査地区

- ①父子世帯及び養育者世帯については、国勢調査により設定された調査区から無作為抽出された調査地区（全国9,100地区のうち堺市65地区）
- ②母子世帯については、①の調査地区の中からさらに無作為抽出された調査地区（全国3,500地区のうち堺市26地区）

4. 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等の調査票に掲げる事項とします。

5. 調査員

調査員は、本市職員（各区保健福祉総合センター職員）が担当します。

6. 調査の時期

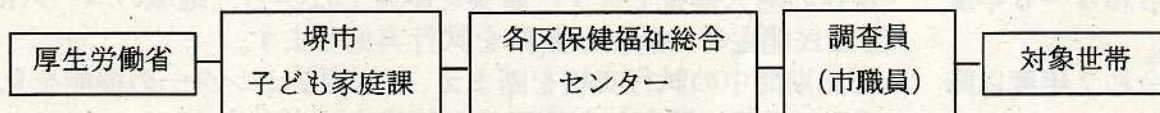
令和3年10月下旬～11月中旬（調査基準日：令和3年11月1日）

7. 調査の方法

調査員が対象世帯を訪問して調査趣旨を説明した上で調査票を配付します。ただし、不在等の場合は、ポストに投かんする方法により配付します。（11月1日前後）

調査票については、郵送により回収を行います。（提出期限：11月15日）

8. 調査の系統



9. 結果の公表

集計後、厚生労働省において、「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表します。

③全国道路・街路交通情勢調査の実施について

【広報さかい11月号掲載予定】

(道路部)

全国道路・街路交通情勢調査の実施いたしますので、ご案内申しあげます。

<調査概要>

調査時期 11月～12月

調査概要及び問合せ先

○堺市の調査

交通量調査

- ・道路を通過する自動車等の車種別、時間帯別、方向別の台数を調査
- ・調査時間は、平日の午前7時～午後7時（一部、24時間調査）
- ・調査箇所数は、134箇所

交差点調査

- ・交差点を通過する自動車等の台数、渋滞長、通過時間等を調査
- ・調査時間は、平日の午前7時～午後7時（一部、休日調査）
- ・調査箇所数は、31箇所

調査路線

- ・市内の国道（国道26号は除く）、府道、及び片側2車線以上の市道
- ・歩道1㎡程度占用して調査を実施

問合せ先：堺市建設局道路部道路計画課 電話072-228-7423

○国土交通省の調査

自動車起終点調査

- ・自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出された世帯を対象に、ある1日に自動車がどこから・どこへ・どのような目的で移動しているかなどを調べるアンケート調査。

問合せ先：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所地域調整課

電話06-6932-1447

または、サポートセンター 電話0120-554-162

（受付時間：午前9時～午後6時まで 日・祝日を除く）

問合せ先・・・Tel 228-7423 道路計画課

(4) 協議会案件

・要望書について

皆様のご協力のおかげをもちまして、全体の要望書が完成しましたので、校区代表者の皆様に配付させていただきます。

なお、堺市への要望書の提出については、10月12日午後4時30分から予定しております。

問合せ先・・・Tel 228-7405 堺市自治連合協議会事務局（市民協働課）

堺市人権協第 65 号
2021 年 10 月 1 日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市人権教育推進協議会
会長 金丸 尚弘

2021 年度堺市人権教育推進協議会 校区推進委員研修会の開催中止について（ご案内）

平素は、当協議会の活動に種々ご尽力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、例年、当協議会では、校区推進委員の皆様に様々な人権に触れていただき、小学校区等における人権啓発活動を推進していただくことを目的として、講座等を開催しております。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、皆様の健康並びに安全面を鑑み、やむを得ず、今年度も開催を中止とさせていただきます。

ご参加をご検討いただいていた皆様には、ご迷惑をおかけすることとなり大変申し訳ございませんが、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

なお、2021 年度版の校区推進委員ハンドブックを作成いたしましたので、配付させていただきます。今後の校区推進活動にお役立ていただければ幸いです。

連絡先

〒590-0078
堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
堺市市民人権局人権推進課内
堺市人権教育推進協議会
TEL 072-228-7420

担当：中野・横田



堺市役所 人権推進課
人権相談ダイヤル

電話:072-228-7364 FAX:072-228-8070
受付 月～金（閉庁日を除く）
9:00～12:00 13:00～16:30
★LGBTなど多様な性に関する相談も
受け付けています。

堺市立人権ふれあいセンター
相談ホール

電話:072-245-2530 FAX:072-245-2535
開館日 火～日 9:00～17:30
休館日 月曜日・年末年始
(月曜日が祝日・休日の場合は開館)



堺市人権教育推進協議会



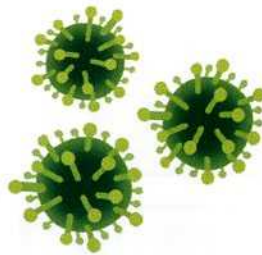
インターネットを利用した情報の発信には、
注意が必要です。取り返しのつかない重大な
事態を招くことがないように、インターネット
のルールやマナーを守りましょう。

エスディーゼーズ
SDGs 持続可能な開発目標

2030年に向けて世界が合意した「持続可能な開発目標」です

1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任
13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に
17 パートナリシップで目標を達成しよう	堺市 ホームページ		

ウイルスで
心まで傷つけないで！



新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者、
治療に携わる医療関係者の方などに対する不
当な差別や偏見、いじめ、誹謗中傷などが
あってはいけません。
不確かな情報に惑わされず、思いやりのあ
る行動に努めましょう。

堺市ホームページ

高齢者の人権



高齢者が生き生きと暮らせる社会にする
ためには、認知症や身体的・心理的虐待な
どの問題について、関心と理解を深めてい
く必要があります。



堺市人権教育推進協議会 (人権協)とは

校区推進委員とは

人権とは

③

人権協は、部落差別をはじめ、一切の差別のない明るく住みよいまちづくりをめざして、1979年7月に発足した市民組織です。各種市民団体、企業、宗教法人等の多くの方々により構成され、すべての人の人権が尊重される平和で豊かな社会をつくるため、様々な人権啓発活動を推進しています。

校区推進委員は、小学校区等において人権啓発に熱意があると校区推進代表者から推薦された方によって構成されています。校区推進委員には、小学校区等で人権が尊重された安全・安心なまちづくりのための取組をお願いしています。



「人権」とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間として幸せに生きていくための権利です。わたしたちは、誰もが平等で幸せに生活できるように、お互いを尊重し、力をあわせて思いやりの心を大切にする社会を築くことで、一人ひとりが豊かに生きることができるとのことです。

例えば..

- ・人権協及び堺市が実施する人権啓発事業への参加
 - ・校区定例会をはじめ、地域での会議等におけるビデオ・DVDを活用した学習会
- ※ビデオ・DVDの貸出があります。
詳しくは堺市人権推進課へ

堺市堺区南瓦町3番1号



(堺市人権推進課内) ホームページ▶

電話:072-221-9280 FAX:072-228-8070

堺市人権推進課

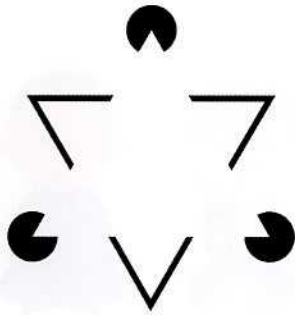
DVD等貸出▶



電話:072-228-7420 FAX:072-228-8070

④

本当の形は？



使っていませんか？ こんな表現

嫁入り

父兄

足元の悪い中

手が足りない

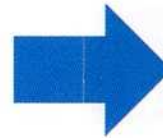
言い換えてみましょう

結婚

保護者

天候の悪い中

人数が足りない



差別的な表現や言葉を掲載していますが、差別を助長するためのものではありません。日常生活のなかで、人権を意識していただくために掲載しています。

時代と共に変わる言葉や、障がいを否定的に思わせる言葉があります。

身体を使った比喩表現では、必ずしも差別的ではなくても、間接的に障がいを否定する恐れがあります。

人権の尊重とは、自分と他の人の人権を正しく理解し、相互に尊重し合うことです。

見えない・知らない部分を自分の思い込みで解釈して、他の人のことを誤解してしまうことはありませんか。

【出典】ガタエノ・カニツアの三角形
(描かれていない白い三角形が見える)

令和3年10月1日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

北区交流まつり実行委員会
委員長 天野 隆次

「北区交流まつり2021」の開催中止について(お知らせ)

秋晴の候、皆様方には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、北区自治会活動等地域振興に格別のご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、令和3年11月6日(土)に開催を予定しておりました「北区交流まつり2021」につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と参加者及び関係者の健康・安全面を考慮し、開催を中止させていただくこととなりました。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご了承くださいませようをお願いいたします。

(問合せ先)

北区交流まつり実行委員会 (堺市北区役所自治推進課内)

〒591-8021 堺市北区新金岡町5丁1番4号

TEL: 258-6779

FAX: 258-6784

令和3年10月1日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

みはら区民まつり実行委員会
委員長 田中清恵

第17回(2021年)みはら区民まつりの開催について(お知らせ)

秋冷の候 皆さま方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、本実行委員会の活動に格別のご理解を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本年は下記のとおり「みはら区民まつり」をオンラインで開催することとなり、現在準備を進めているところでございます。

10月上旬には特設WEBサイトを開設するほか、11月7日(日)は10時からライブ配信を行います。なお、ライブ配信の内容は、11月末までご覧いただけます。

つきましては、多忙な折とは存じますが、インターネットからご視聴になれますので、一度ご覧いただきますようご案内申し上げます。

記

- 第17回(2021年)みはら区民まつり オンライン(健康のつどい同時開催)
ライブ配信 令和3年11月7日(日) 午前10時～午後2時(予定)
(特設WEBサイト:10月上旬開設)

主 催 みはら区民まつり実行委員会

内容等 別紙のチラシのとおり

【みはら区民まつり実行委員会事務局】

美原区役所 自治推進課

〒587-8585 堺市美原区黒山167-1

TEL 363-9312

FAX 361-1817



第17回、 2021年みはら区民 オンラインまつり - MIHARA FESTIVAL -

ライブ配信：令和3年11月7日(日)10時スタート

みはら区民まつり オンライン 🔍

スペシャルゲスト



©YOSHIMOTO KOEYO CO. LTD.

見取り図

(吉本興業株式会社)

チェック!!

ウェブサイトでも販売もあります!!

詳しい内容は、中面をご覧ください。

チェック!!

お楽しみ抽選会に応募しよう!!

応募方法や景品などの詳しい内容は、中面をご覧ください。



みはら区民まつりのSNSを開設しました!!

区民まつりの最新情報や
SNSプレゼント企画など
随時配信予定です。



Instagram



第17回 2021年 みはら区民まつりオンライン - MIHARA FESTIVAL -

<https://mihara-fes.com>

主催：みはら区民まつり実行委員会 問合せ：美原区役所 自治推進課 TEL.072(363)9312 FAX.072(361)1817



抽選引換券
第17回
2021年みはら区民
オンラインまつり
- MIHARA FESTIVAL -



第17回
2021年みはら区民
オンライン祭り
-MIHARA FESTIVAL-

笑顔・絆・風景

その「美」しさこそがみはらの「原」点
みはらをオンラインで感じよう。

11月7日(日)
10:00~

ライブ配信スタート

※プログラムはWebサイトで
ご確認ください。

元

美原もん大使

の見取り図が出演します!!

7年
ぶりに!!

みはら区民まつりに
帰ってきます!!

平成26年度、美原区の魅力を伝える「美原もん大使」として美原区内の様々なイベントに参加した、お笑い芸人の見取り図が「みはら区民まつり」のオンライン開催を盛り上げるスペシャルゲストとして出演します。美原区内で収録した動画を配信しますので、お楽しみに!!

スペシャルゲスト

見取り図
(吉本興業株式会社)



【プロフィール】
大阪府堺市出身の盛山晋太郎(左)と
岡山県和気郡出身のりり(右)による
お笑いコンビ。

©YOSHIMOTO KOGYO CO.,LTD.

古代米マルシェ

美原区特産品の古代米と、古代米を使った商品を区民まつり特別価格で販売します。数量限定

Check!!
とが古代米の
精進!!

みなさん、美原区の古代米を
食べたことありますか?

・協力店舗・

PATISSERIE KAZU

美原あずき

お菓子の家 あいあい

have fun BAKERY

美原の古代米プロダクツ

Café&Meal MUJI イオンモール堺北花田店

ピロシキ café Anna-アンナ

ラ・トルチュ

購入方法 Webサイトでご確認ください。※販売商品は、予約数に達しましたら受付終了となります。予めご了承ください。商品例 クッキー、おもち、パンなど

販売期間 11月7日(日)10時~11月14日(日)23時59分まで 商品の引渡し 区役所での引渡し、郵送ともに対応しています。

今年の景品

特賞 Nintendo Switch
(人気ゲームソフト1作品付き) 1本

1等 加湿空気清浄機 2本

2等 QUOカード
5千円分 5本

3等 堺市特産品セット 5本

4等 桜珈琲
商品詰め合わせ 10本

5等 美原区古代米 10本

毎年恒例!!

お楽しみ抽選会!!

当選番号の発表は11月7日ライブ配信当日。たくさんのご応募お待ちしております!

応募方法

チラシ表面右下の「抽選引換券」を抽選番号付きの「抽選券」に引換えてください。
引換え方法は次の①、②のいずれか。

①事務局(区役所自治推進課)の窓口に「抽選引換券」を持参のうえ、「抽選券」と引換え。

②往復ハガキに「抽選引換券」を貼付し、事務局宛へ郵送。受付処理後、事務局から「抽選券」を貼付した返信用ハガキを郵送します。

郵送先 〒587-8585堺市美原区黒山167番地1 美原区役所自治推進課宛
※必ず、返信用ハガキの表面に応募者の住所・お名前を記入してください。

応募期間

上記① 10月1日~11月5日の開庁時間(平日9時から17時30分。土・日・祝日は除く。
ただし、10月16日(土)、17日(日)は10時から16時まで窓口にて引換え可能です。
上記② 抽選引換券を貼付した往復ハガキは、11月4日事務局必着。

景品引換え

当選した方は11月8日~30日の開庁時間内に事務局窓口で、当選した抽選引換券と景品を交換してください。
※当選番号は、11月8日から30日までWebサイトと区役所1階風の広場に掲出します。

まずは、

特設Webサイトにアクセス!!



Webサイトでは、下記団体のPR動画やステージ出演動画がご覧いただけます。また、ライブ配信日のアーカイブ動画も掲載します。

<https://mihara-fes.com> みはら区民まつり オンライン 🔍

ステージ

さあ、一緒に盛りあがろう!! 臨場感あふれる動画でお届けします。

出演団体名 ステージ演目	千代の会 創作舞踊	美原体育館 Youロックダンス ロックダンス
大阪府立農芸高等学校音楽部 バンド演奏	Happy Smile (ハッピー スマイル) カントリーラインダンス	美原西小学校合唱団 合唱
琴伝流大正琴 つぼみの会 大正琴	花扇会 (はなおうぎかい) 新舞踊	木材団地老人会楽器演奏部 ^{ガク} 奏リーヤ 演奏
くろやまこども園 ダンス	B.O.D (ビーオーディー) ストリートダンス	ラインダンスサークル ぼび〜☆シ ラインダンス
堺・美原太極拳倶楽部 太極拳	美原北こども園 ダンス	
すずらん会民舞新舞踊 新舞踊	美原体育館 Shinjiヒップホップダンス ヒップホップダンス	

※出演団体は変更になる場合があります。詳しくは、Webサイトでご確認ください。

地域団体PR動画

地域の事をもっと、知ろう!! 区内でさまざまな活動をされているみなさんによる紹介動画です。

団体名	黒山校区自治連合会	アン・アクアファーム	堺市資源循環推進課	堺市立美原ひがしこども園	美原区内郵便局
	平尾校区自治連合会	NPO法人えん サニーカフェ	(社)堺市社会福祉協議会 美原区事務所	堺ブレイザーズ	美原区民生委員児童委員協議会
	美原北校区自治連合会	黒山警察署	堺市世界遺産課	堺みはら国際交流協会	美原区老人クラブ連合会
	八上校区自治連合会	子ども館 ちのびやかみつちや	堺 自転車のまちづくり市民の会	堺美原ライオンズクラブ	美原地車連合会
	美原西校区自治連合会	堺市環境エネルギー課	堺市美原消防署・堺市美原消防団	美原区子育てサークル会	美原ブロックこども育成協議会
	さつき野校区自治連合会	(公財)堺市公園協会	堺市立美原にしこども園	美原区青少年指導員会	美原ロータリークラブ

※出演団体は変更になる場合があります。詳しくは、Webサイトでご確認ください。

同時開催

健康のつどい2021

健康づくり自主活動グループの紹介!
コロナ禍でもできる健康づくりの動画紹介もあります!!

CLICK!!

主催：美原区域健康のつどい実行委員会【事務局/堺市美原保健センター TEL.072(362)8681 FAX.072(362)8676】

一般社団法人堺市医師会 一般社団法人狭山美原歯科医師会 一般社団法人堺市薬剤師会 堺市健康づくり食生活改善推進協議会美原支部
美原区健康づくり推進委員会 堺市美原断酒会 美原基幹型包括支援センター 美原看護専門学校



■協賛企業 次の企業・団体の皆さまからご協賛をいただきました。厚く御礼申し上げます。

堺美原ライオンズクラブ		中野電機(株)	
(医)二和会 田中歯科		(株)フタミ	
植 忠		NPO法人 美原体育協会	
(株)サンセイテクノス 物流センター・南大阪支店		(医)好寿会 美原病院	
アーバニティ伊田	コーヒーショップ はたち	(株)ナカガワ	美原さつき野郵便局
(有)青木モータース	(有)小谷設備工業	(株)ナカセ鉄工建設	美原丹上郵便局
アキツ工業(株)	(株)コノミヤ美原店	中村医院	美原防災協会
(株)あらた関西支社	こんどう歯科医院	(株)中村フリーニング	美原防災協会 危険物部会
(株)アルゴシステム	堺市美原区老人クラブ連合会	ナカヤ電気美原店	美原郵便局
(株)イケダ	堺みはら国際交流協会	南海グリーンサポート(株) 葬儀会館ティア美原	美原ロータリークラブ
(有)石守石材	堺・美原太極拳倶楽部	(株)24SYSTEMタイヤサービス	(株)宮田工機
(株)井上不不動産	(株)桜珈琲	(株)ニシウラハード	村上産業(株)
(株)井上螺子	(株)サトダ工務店	日本フッソ工業(株)	(有)ムロイ(MEM英語教室)
上鉄工業(株)	狭山製箱(有)	(株)信田屋	明興社
(株)上野鉄工所	(有)サワノ電気	橋本加工硝子(株)	(株)メディアドライブ
うなぎ料理 重	(株)サンクス	(有)パブリックワークスミナミノ	(医)森クリニック
(株)エスワイミハラ	(株)サンプラザ さつき野店	阪南高速運輸(株)	(株)モリタパック
(株)オークワ 堺美原店	三洋金属熱錬工業(株)	バンポー工業(株)	(株)モリモト
大阪南農業協同組合 黒山支店	(株)樹楽園	引田鉄工(株)	弥栄電線(株)
大阪南農業協同組合 丹南支店	(株)信光	平井建設工業(株)	(株)山定
大阪南農業協同組合 平尾支店	スーパー万代 美原店	福栄鋼材(株)堺工場	山田商事
大阪木材工場団地協同組合	スギタ農園	ふくろうの森保育園 美原園	(株)ヤマト
(株)置田鉄工所	青松園	(株)藤光家具	(株)山徳
おくの整形外科	セブン-イレブン 堺美原区役所前店	プロショップ来夢	ヤマトプロテック(株)
小沢工業(株)	祖川建設(株)	(株)プロショップ山本金物	山本石油販売(株)
(株)オム印刷	第一貨物(株)	豊和自動車	(株)弥生
貸切邸宅型家族葬ホール「萌木の森」	太成学院大学	マクドナルド309堺美原店	有料老人ホーム絆 菩提
(株)加地テック	大盛化工(株)	(有)松葉工務店	ユサ眼科クリニック
数田工業(株)	大和包装工業(株)	松原油業(株)美原町給油所	立正寺霊園パークフォレスト堺
川口クリニック	(医)暁美会 田中病院	(株)まるたけ阪本	(株)リバテック
(株)北中庭園	千代の会	(株)三木製作所	(株)リメディ 鳳さくら薬局
(株)キダ美原店	築野食品工業(株)大阪工場	光田保険サービス	(株)リメディ 堺さくら薬局
クシロプレーキ(株)	剣建設(株)	(株)三星製作所	(株)リメディ はるか薬局
クボタ精機(株)	(有)TK商会	(有)ミノル塗装	ローソン 美原阿弥店
(株)グランパレ・キョウエイ	(株)東工	美原余部郵便局	ロータス薬局
(株)GLOBAL AUTO	東部木材(株)	美原北こども園	和伸工業(株)
黒山事業所防犯協会	東洋炉工業(株)	美原区民生委員児童委員協議会	(株)をくだ屋技研
広洋エンジニアリング(株)	東和運輸(株)	美原黒山郵便局	

主 催： **みはら区民まつり実行委員会**

堺市美原区自治連合協議会(黒山・平尾・美原北・八上・美原西・さつき野各校区)、堺市美原区役所

協 力： 大阪府立農芸高等学校、堺市消防局、堺市立平尾小学校、美原の古代米プロダクツ

景品提供： (公財)堺市文化振興財団、セレッソ大阪、ハーベストの丘、バレーボールチーム堺ブレイザーズ、フルタ製菓(株)美原工場、マクドナルド309堺美原店

令和3年10月1日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺区ふれあい事業実行委員会
委員長 久保 照男

「第20回堺区ふれあいまつり」の中止について

皆様方には、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、堺区自治会活動に格別のご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

令和3年11月21日（日）に開催を予定しておりました「第20回堺区ふれあいまつり」につきましては、新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な中、参加者の方々の健康・安全を最優先に考慮した結果、中止させていただくこととなりました。

例年、開催にご協力いただいております関係者の皆様並びに開催を楽しみにして下さった参加者の方々には申し訳ございませんが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、代替事業としましては、令和3年11月13日（土）、大道筋において計画されています社会実験と連携して、ザビエル公園において自治会の活動の紹介ならびに加入促進につながる取組みを予定しております

問合せ先

〒590-0078

堺市堺区南瓦町3番1号

堺区ふれあい事業実行委員会事務局

堺区役所自治推進課

電話 072-228-7082 F A X 072-228-7844

堺危管第543号
令和3年10月1日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市危機管理室長

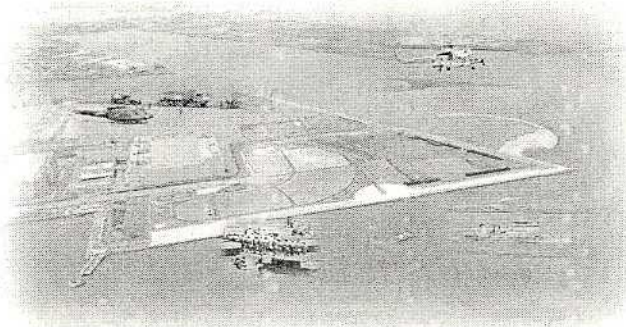
令和3年度 近畿地方整備局・堺市合同総合防災訓練の実施について（ご案内）

平素は、本市危機管理行政の推進にご協力賜りありがとうございます。

さて、11月5日（金）に実施を予定しております令和3年度の総合防災訓練につきまして、新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年引き続き市民皆さまの参加を目的とした防災啓発ブースなどは実施せず、開催規模を縮小させていただきます。

尚、昨年に引き続き一般見学及び来賓招待を中止（※議員のみ関係者として参加予定）とさせていただきますので、ご理解くださいますようお願いいたします。また、当日の訓練の映像は、ユーチューブでライブ配信しますので、ご覧ください。

最後に訓練当日の11月5日に警報が発表されている場合のほか、大阪府域に新型コロナウイルスの蔓延が見込まれる場合は、訓練そのものが中止となる可能性がありますので、お含みいただきますようお願い申し上げます。



（お問合せ先）堺市 危機管理室 危機管理課（担当 辻）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-7605（直通）

FAX (072) 222-7339

堺 危 管 第 541 号
令 和 3 年 10 月 1 日

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市危機管理室長

令和 3 年度大阪府内市町村防災対策協議会自主防災組織育成部会
「令和 3 年度自主防災組織リーダー育成研修」の中止について（お知らせ）

平素は、本市危機管理行政の推進にご協力賜りありがとうございます。

大阪府が実施する自主防災組織リーダー育成研修は、自主防災組織の中核となる人材の育成及び資質向上を図ることを目的に、平成 29 年度から府内のすべての自主防災組織等を対象として実施しているものです。

例年、堺市の校区自治連合協議会や校区自主防災組織の方々で、希望された方にご参加いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、自主防災組織リーダー育成研修が昨年度同様、令和 3 年度も中止となることと決定しましたのでお知らせします。

（お問合せ先）堺市 危機管理室 危機管理課（担当 秋田）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号
TEL (072) 228-7605（直通）
FAX (072) 222-7339

堺市自治連合協議会
校 区 代 表 者 様

堺市危機管理室長

マンション等における在宅避難の啓発チラシについて（ご報告）

平素は、本市危機管理行政の推進にご協力賜りありがとうございます。

本市では、本格的な台風時期を迎え、台風や大雨による災害時におけるマンションなどの集合住宅での避難行動（在宅避難など）についてチラシを作成し、各区役所と連携した啓発を下記のとおり行いますのでご報告します。

記

1. 目的

河川氾濫などにおいては、「自宅の浸水深さ」や「避難開始時間」によっては、避難所へ避難せず自宅で在宅避難（屋内安全確保）することも適切な避難となる場合があり、コロナ禍であることもふまえ、マンションの居住者の方へ周知を図るため、管理組合などに対し、エレベーター内などへの啓発チラシの掲示を依頼するもの。

2. マンション等集合住宅へ送付する内容

- ① 送付文（別紙1）
- ② 啓発チラシ（別紙2）

※各区役所において、地域の状況等を踏まえたアレンジを行うこととします。

3. 送付先

3階以上1,000㎡以上 または 5階以上500㎡以上のもの	建築年 昭和56年6月1日以降 (新耐震基準)	床面積 2,000㎡以上
--------------------------------------	-------------------------------	-----------------

※上記3項目にあてはまる建物を基本に公営住宅は原則除きます。

4. スケジュール

10月初旬以降発送予定

(お問合せ先) 堺市 危機管理室 担当 大前、鈴鹿
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL (072) 228-7605 / FAX (072) 222-7339

(イメージ) ※各区でアレンジ

令和 3 年 月 日

マンション所有者またはマンション管理者の皆様へ

区長名

台風や大雨による災害時の避難行動に関する啓発チラシの掲示について (依頼)

平素は、本市〇区政の推進にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。さて、全国各地では、台風や大雨による災害が多発しており、命を守るための事前の備えや早めの避難行動が重要となっています。

一方、新型コロナウイルス感染症への感染をおそれ、市が開設する避難所への避難をためらう方もいらっしゃいます。このような中、お住まいのマンションで安全が確保できる場合は、ご自宅で安全を確保することも有効な避難行動となります。

このたび、皆様の適切な避難行動につなげていただけるように啓発チラシを作成しましたので、下記のとおり周知啓発にご協力いただきますようお願いいたします。

記

【ご協力いただきたい内容】

- ・エレベーター内の掲示
- ・掲示板への張り出し など

【このようなマンションに同チラシの掲示をお願いしています】

建築基準法で求められている定期報告の対象建築物のうち、今回は、床面積が 2,000 m²以上で昭和 56 年 6 月 1 日以降 (新耐震基準) に建てられたマンションを基本として送付しています。

※定期報告の対象建築物：3 階以上 1,000 m²以上または、5 階以上 500 m²以上

(在宅避難について)	(チラシの掲示について)
堺市危機管理室 担当 ○○	〇〇区役所 担当 ○○
TEL(072) ××-×× (直通) FAX(072) ××-××	TEL(072) ××-×× (直通) FAX(072) ××-××

台風に
備えて

【イメージ】

※各区でアレンジ

別紙 2

マンション等へお住いの方へ

在宅避難

も適切な避難行動です

在宅避難

災害に備えて自宅に留まり安全を確保する避難行動のこと。

例えば台風による大雨などで川があふれるような場合、浸水の恐れのない上層階であれば、小学校などのいわゆる「避難所」に行かずに自宅で安全を確保することも適切な避難行動になります。

在宅避難をするために、以下の ① ② を日頃から確認しましょう

1

自宅の災害リスクを知りましょう

区別防災マップ で自宅のリスクを確認

自宅が浸水するか等の災害リスクを確認します。想定浸水深がお住いの階よりも高い場合など、避難が必要なときは、事前に避難先（小学校などの避難所、安全な場所にある友人宅や知人宅など）を確認し、避難行動を決めておきましょう。



区別防災マップ

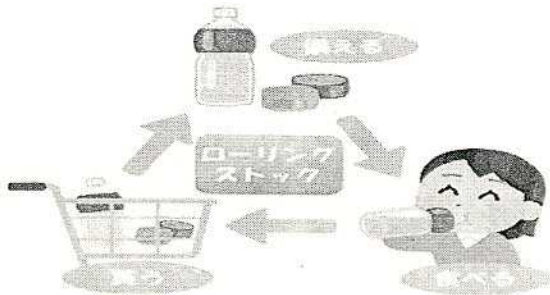


2

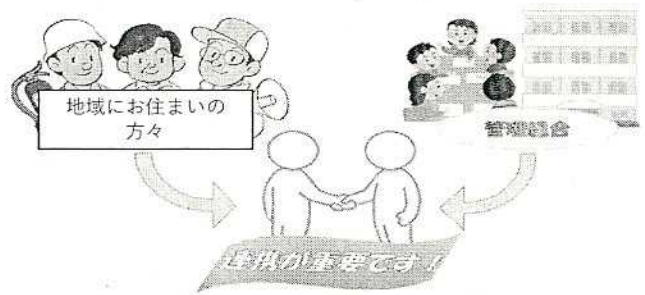
備蓄しましょう

共に助け合うこと（共助）が大切

在宅避難するためにも、ご自宅で備蓄することが重要です。食べながら備える循環型備蓄（ローリングストック）で効率的に備蓄しましょう。



災害時には、隣人やご近所、地域にお住まいの方々と共に助け合うことが大切です。地域の防災訓練などに積極的に参加しましょう。



【問合せ先】

堺市危機管理室

〇〇区役所



堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市健康福祉局
長寿社会部長

堺市立八田荘老人ホーム及び堺市立中老人福祉センターの民営化について（ご報告）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市健康福祉行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、標題のことについて、下記のとおり、所管施設の民営化を予定していますので、ご報告致します。

記

1 これまでの経過について

堺市立八田荘老人ホームは、昭和 35 年に養護老人ホームとして開設し、平成 21 年度から指定管理者制度により運営を行っています。令和 2 年 3 月に「堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針」を策定し、民間のノウハウを最大限活用するため、令和 4 年度から社会福祉法人（以下、「事業者」）へ施設を譲渡等し、民営の施設に転換する方針です。

また、平成 11 年に開設した堺市立中老人福祉センターについては、八田荘老人ホームと同一敷地内にあることから一体的に民間の施設に転換する方針です。

2 八田荘老人ホームの今後について

令和 4～13 年度 譲渡先の事業者が民設の養護老人ホームとして管理運営を行います。
なお、本市は入所者の決定と措置費用の負担を従前どおり行います。

令和 14 年度以降 上記期間中の福祉ニーズ等の変化を見据え、事業者と協議の上、最適な施設運営をめざします。

3 中老人福祉センターの今後について

令和 4～6 年度 現在の老人福祉センター事業を継続しながら、地域のニーズに対応した民間主導の新たな事業を試行実施します。

令和 7 年度以降 上記期間中の試行実績を踏まえ、老人福祉センターの機能を見直し、幅広い世代に開かれた施設への転換をめざします。

4 今後のスケジュール(予定)

令和 3 年 10 月以降 事業者募集、事業者選定等

令和 4 年 2 月 協定書締結

3 月 建物・土地に関する契約締結、市議会での議決

4 月 1 日以降 事業者による運営開始

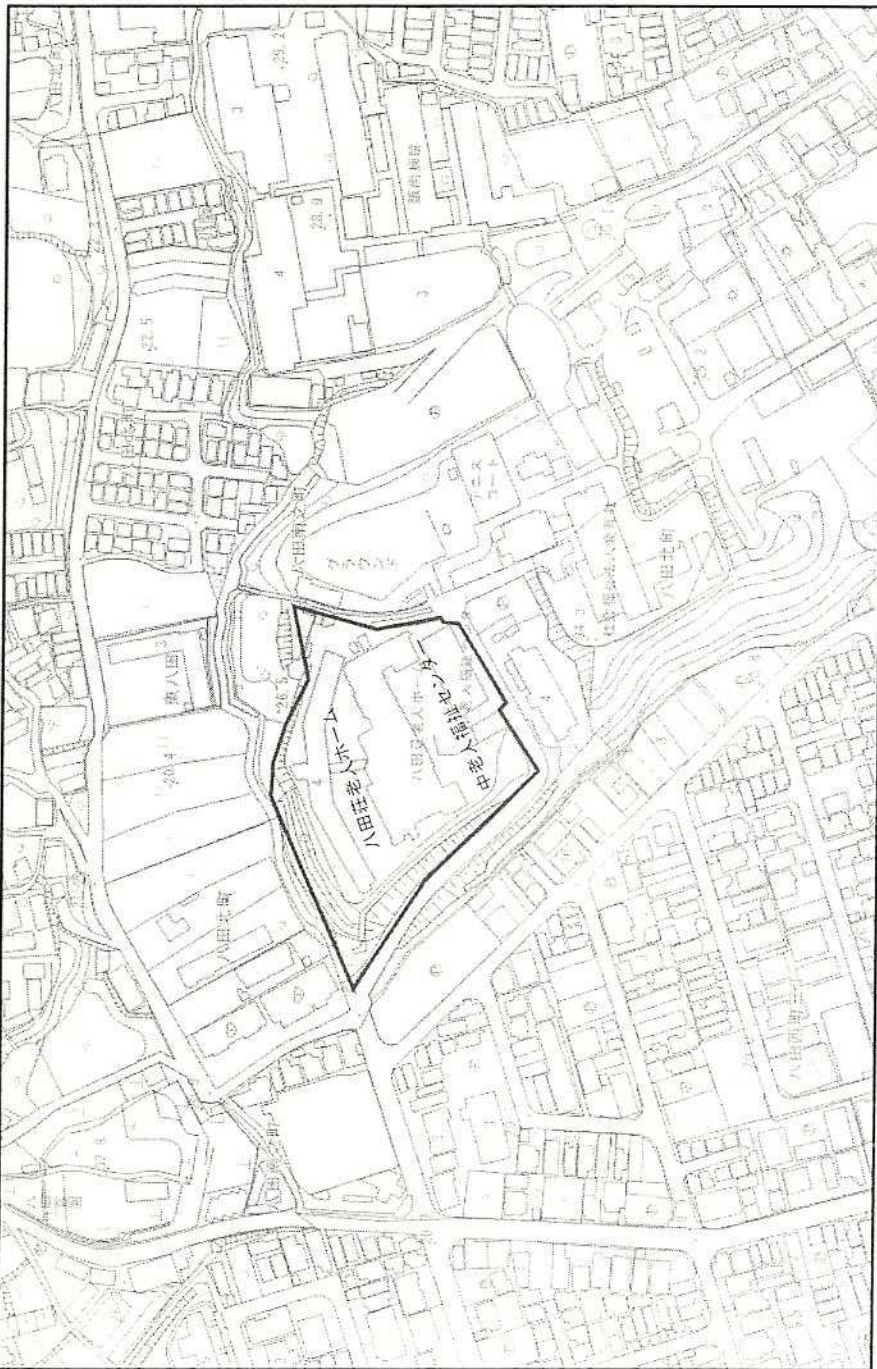
（お問い合わせ先）

堺市健康福祉局 長寿社会部 長寿支援課（担当 羽野・曾和）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

TEL (072) 228-8347 (直通) FAX (072) 228-8918

○八田荘老人ホーム、中老人福祉センター（長寿支援課所管部分）



土地情報

所在地 堺市中区八田南之町162-3
敷地面積 13,286.38㎡のうち11,408.63㎡
用途地域 第一種中高層住居専用地域
容積率 200%/建蔽率 60%
高度地区 第二種
防火地域 準防火地域

施設名称

堺市立八田荘老人ホーム
開設年月 昭和35年6月（平成7～10年建替え）
建築年月 平成10年3月（築24年（R4.3末時点））
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地上4階一部2階建
延床面積 5,104.42㎡
施設内容 住居棟1階28室、2階32室
3階32室、4階32室
共用棟、エレベーター棟
定員数 定員120人、短期入所4人

施設名称

堺市立中老人福祉センター
開設年月 平成11年4月
建築年月 平成11年3月（築23年（R4.3末時点））
構造 鉄筋コンクリート造
階数 地上2階建
延床面積 1,038.39㎡
施設内容 大広間、相談室、娯楽室、浴室、
バンパールーム

施設目的

○堺市立八田荘老人ホーム
おおよね65歳以上の方で、環境上、経済上の理由により居宅において生活することが困難な方が入所する、老人福祉法の規定に基づいた養護老人ホームで、入所者を養護するとともに、入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする。

○老人福祉センター
老人福祉法第20条の7に基づき、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする。

令和3年10月1日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市子ども青少年局
子ども青少年育成部長

全国ひとり親世帯等調査について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、本市福祉行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、ひとり親世帯等の生活の実態を把握し、これらのひとり親世帯等に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得るため、全国ひとり親世帯等調査を実施いたしますので、別添のとおりお知らせいたします。

（問合せ先）堺市 子ども青少年局 子ども青少年育成部 子ども家庭課
（担当：西山、辻内）

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

TEL (072) 228-7331 (直通)

FAX (072) 228-8341

全国ひとり親世帯等調査について

1 調査の目的

この調査は、5年に1回、厚生労働省が全国一律に実施するもので、母子世帯、父子世帯及び養育者世帯（父母のいない児童のいる世帯）の生活の実態を把握し、これらの世帯に対する福祉対策の充実を図るための基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の対象

令和3年11月1日時点で調査地区内に居住している母子世帯、父子世帯及び養育者世帯

3 調査地区

①父子世帯及び養育者世帯については、国勢調査により設定された調査区から無作為抽出された調査地区（全国9,100地区のうち堺市65地区）

②母子世帯については、①の調査地区の中からさらに無作為抽出された調査地区（全国3,500地区のうち堺市26地区）

4 調査の事項

世帯の状況、住居・仕事・子どもの状況、福祉関係の公的制度の利用状況、困っていること、相談相手等の調査票に掲げる事項とします。

5 調査員

調査員は、本市職員（各区保健福祉総合センター職員）が担当します。

6 調査の時期

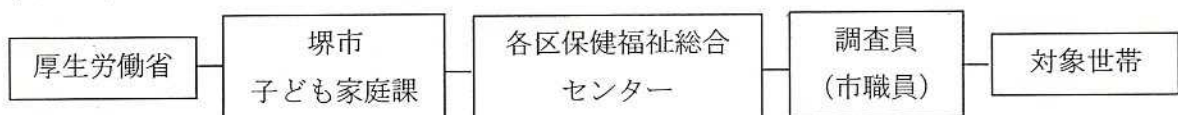
令和3年10月下旬～11月中旬（調査基準日：令和3年11月1日）

7 調査の方法

調査員が対象世帯を訪問して調査趣旨を説明した上で調査票を配付します。ただし、不在等の場合は、ポストに投かんする方法により配付します。（11月1日前後）

調査票については、郵送により回収を行います。（提出期限：11月15日）

8 調査の系統



9 結果の公表

集計後、厚生労働省において、「全国ひとり親世帯等調査結果の概要」を公表します。

堺道計第818号
令和3年10月1日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

堺市建設局
道路部長

全国道路・街路交通情勢調査の実施について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は、道路行政にご協力賜りありがとうございます。

さて、別添のとおり、全国道路・街路交通情勢調査の実施いたしますので、
ご案内申し上げます。

（問合せ先）堺市 建設局 道路部 道路計画課（担当 南尾・山村）
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号
TEL（072）228-7423（直通）
FAX（072）228-7139

全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）の実施について

全国道路・街路交通情勢調査は、国道、府道、幹線市道の自動車・歩行者などの交通量や、自動車の利用実態などを調査するもので、国土交通省が主体となって、昭和 3 年より概ね 5 年毎に実施している全国的な調査です。

調査の結果は、国土交通省で集約され、道路網の現状分析や維持管理に関する基礎資料などとして活用されるとともに、防災・観光・物流などの施策にも活用されます。

<調査概要>

調査時期：11 月～12 月

調査概要及び問合せ先：

○堺市の調査

- 交通量調査
 - ・道路を通過する自動車等の車種別、時間帯別、方向別の台数を調査
 - ・調査時間は、平日の午前 7 時～午後 7 時（一部、24 時間調査）
 - ・調査箇所数は、134 箇所
- 交差点調査
 - ・交差点を通過する自動車等の台数、渋滞長、通過時間等を調査
 - ・調査時間は、平日の午前 7 時～午後 7 時（一部、休日調査）
 - ・調査箇所数は、31 箇所
- 調査路線
 - ・市内の国道（国道 26 号は除く）、府道、及び片側 2 車線以上の市道
 - ・歩道 1 m 程度占用して調査を実施

問合せ先：堺市建設局道路部道路計画課 電話 072-228-7423

○国土交通省の調査

- 自動車起終点調査
 - ・自動車をお持ちの方の中から無作為に抽出された世帯を対象に、ある 1 日に自動車はどこから・どこへ・どのような目的で移動しているかなどを調べるアンケート調査。

問合せ先：国土交通省近畿地方整備局大阪国道事務所地域調整課 電話 06-6932-1447

または、サポートセンター 電話 0120-554-162

（受付時間：午前 9 時～午後 6 時まで 日・祝日を除く）

<スケジュール>

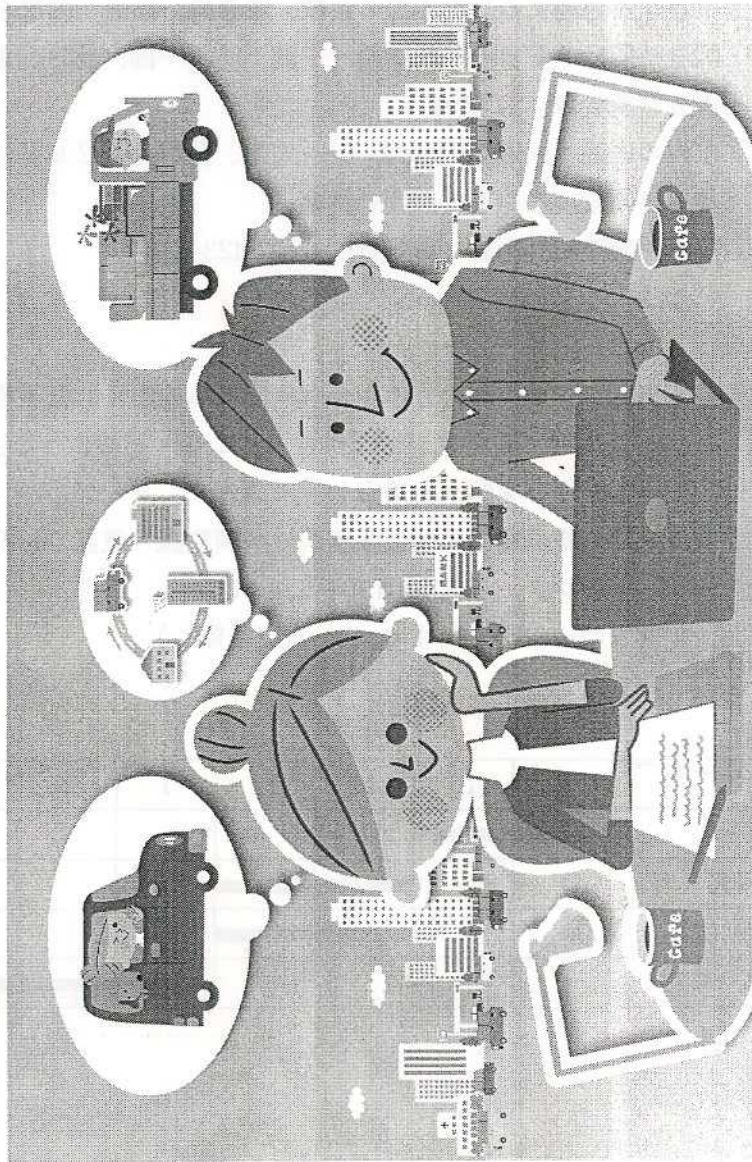
	9	10	11	12	1	2	3
準備							
交通量・交差点調査（市）							
自動車起終点調査（国）							
結果とりまとめ							

令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 自動車起終点調査(OD調査)

調査実施期間

令和3年

9月11月



ご協力をお願いします。

国土交通省では、昭和3年から概ね5年毎に、道路と道路交通の実態を把握し、道路の計画、建設、管理などについて基礎資料を得ることを目的として、全国一斉に自動車の利用実態に関する調査を実施しております。この調査は、国土交通省が管理している令和3年6月末現在の自動車登録情報より、国土交通省において、無作為に抽出した車両を調査対象としています。

回答方法

2つの回答方法から選べます

インターネットによる回答

郵送した手引に添って回答ページにアクセスし回答して下さい。

調査票による回答

郵送した調査票に回答し返送して下さい。

調査内容

ある1日の車の利用状況をお尋ねします

乗用車の場合

- 出発地
- 出発時刻
- 車種
- 目的
- 区間距離 など

貨物車の場合

- 出発地
- 出発時刻
- 積載品目
- 積載重量
- 目的地 など

道路や道路交通の状況を全国的な規模で調査します。

[堺区自治連合協議会]

要望事項（項目に関わらず2つまで）を提出してください。

項目	堺大魚夜市に関すること
要望事項	令和4年7月時点で会場となる大浜体育館市民広場は工事期間中であると聞いているが、一部でも現地で開催できるよう工事内容を工夫いただくとともに力強い支援をお願いします。
要望の理由	堺市民の誇りである堺大魚夜市は、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は中止、令和3年度は一部オンライン配信による開催となった。 しかしながら堺大魚夜市を地域住民と密着した祭りとして次世代へ引き継ぐためには、オンライン配信だけでは難しく、魚セリの実施など現地での開催が求められている。

項目	堺区ふれあいまつりに関すること
要望事項	地域のつながりと郷土愛の醸成をもたらす堺区ふれあいまつりは、令和4年に20回という節目を迎えるため、従前にも増しての支援をお願いします。
要望の理由	堺区ふれあいまつりは、住民相互の交流と連帯を深め、魅力と活力のある住みよいまちづくりを進める重要な事業である。 しかしながら新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に続き、令和3年度も中止という苦渋の決断に至った。 かねてより永藤市長は、自治会に対し、防犯・防災面での役割を期待されていると仄聞しており、防犯・防災の基本は、地域での人と人との顔の見える関係を通して構築されるものであり、ふれあいまつりは、大きな効果のある取組である。 おりしも、令和4年の堺区ふれあいまつりは、20回という節目に当たり、コロナ禍で長らく自粛を余儀なくされた区民を元気づけ、つながりを強める機会として、盛大に開催したいと考えている。

[中 区自治連合協議会]

要望事項（項目に関わらず2つまで）を提出してください。

項目	地域の活性化に関すること
要望事項	深井駅周辺の活性化及び交通網の再整備等について
要望の理由	<p>・令和2年2月、中区自治連合協議会が中心となり「(仮称) 深井駅周辺地域活性化プロジェクト」を発足しました。プロジェクト発足後、中区選出の市議会議員や中区役所と共に勉強会を開催し、駅周辺の賑わい創出の実現に向けて、現状の課題や具体策について協議し、基本方針として『駅周辺の市有地を利用転換し、地域活性化の起爆剤とする』ことを確認しました。</p> <p>令和3年4月には、勉強会発行の「基本構想」を取りまとめ、堺市へ提出いたしました。</p> <p>「基本構想」では、以下の3つの重点目標を掲げております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 “管理的支出から活用の収益へ” 2 “新たな拠点へのアクセス向上” 3 “利用者のニーズに合わせた動線の変化” <p>本プロジェクトを進めるにあたっては、引き続き、中区自治連合協議会といたしましても、地域共通の課題として、地域住民や地元の各種団体とも連携を図っていきたいと考えております。</p> <p>堺市におかれましては、基本構想の主旨を踏まえ、「手法、役割分担、スケジュール等」について、早期に全市的な検討を行い、本格的な事業実施に向け必要な予算の確保等を望みます。</p> <p>・また、従来より要望しております、深井駅を中心とした各拠点へのバスルートの確立につきましても、堺市立総合医療センターへの乗り入れが実現するなど逐次進展しております。しかしながら、目的地への直行ルートがなく乗り換えが必要な場合も多くあるため、利便性向上に向け、引き続きバスルートの整備を要望いたします。</p>

項目	防犯に関すること
要望事項	特殊詐欺の啓発について
要望の理由	<p>・近年還付金詐欺などの特殊詐欺が多発しており、最近ではコロナウイルスに便乗した詐欺なども発生しています。中区においても例外ではなく、高齢者の方の詐欺被害が頻繁に報告されています。つきましては、自治会等で実施している高齢者の集まりの場の確保・提供、及び開催の告知をいたしますので、新設されました大阪府中堺警察による特殊詐欺被害防止講習会の開催を警察署に働きかける等の連携強化をお願いいたします。また、介護保険関係の通知などの高齢者宛ての郵送物に被害防止啓発ビラを同封することを通じた啓発を行うなど、詐欺被害防止施策の一層の充実を要望いたします。</p>

[東区自治連合協議会]

要望事項：堺市東区役所のアンケート調査の結果（今後のまちづくりを進めていく上で、80%を超える市民の望む最重点が「安全安心まちづくり」）を受け、自治連合会も安全安心まちづくりに取り組んでいきたいと思っています。合わせて、東区においては今年度より歴史・文化への取り組みを進めます。世代をつなぎ、人をつなぎ、災害に強い・犯罪のない「教育・文化のまちづくり」をめざします。

下記に、要望を2点記しました。格別の御配慮をどうぞよろしくお願い申し上げます。

項目	都市計画道路・公園に関すること
要望事項	すでに事業認可を取得した都市計画道路、都市計画公園をできる限り速やかに進めていただくこと
要望の理由	大規模災害時、物資輸送の生命線となる幹線道路整備、避難場所等を含め災害時の活動拠点となる公園整備。すでに事業認可を取得していただいた場所についての整備を速やかに進めていただく。

項目	防犯灯及び防犯カメラ設置補助金に関すること
要望事項	防犯灯及び防犯カメラ設置にかかる補助金を一本化し、双方で活用できるようにすること
要望の理由	<p>防犯灯及び防犯カメラ設置補助金については、市民皆様の要望を受け、各機関調整のもと、有益に活用することで、地域の安全安心が促進されております。</p> <p>また、堺市において実施されている戦略的防犯カメラの設置に、我々自治会も呼応し、行政及び関係機関との協力のもと、安全安心がより一層図られることを願っています。</p> <p>なお、地域の実情により、防犯カメラや防犯灯の有用性に違いがあることから、設置補助金を一本化し、双方で活用できるようにお願い致します。</p>

[西区自治連合協議会]

項目	子どもの安全に関すること
要望事項	通学路の安全対策
要望の理由	<p>堺市では、本年6月の千葉県での下校途中の小学生が巻き込まれた事故を受け、通学路における緊急安全点検も実施されていますが、各地で通学中の子どもが巻き込まれる交通事故が後を絶たないのが現状です。</p> <p>当協議会でも、かねてより通学路の安全対策については、要望書の提出や危険箇所での道路管理者、所轄警察署との現場立会等を通して、一時停止や横断歩道等の路面標示が見えにくい箇所の改修や防護柵の設置、時間帯通行規制の要望等も行ってきました。</p> <p>しかし、区内の通学路では、路面標示の改修が必要な箇所がまだ多く残っています。</p> <p>また、防護柵や路面標示（学童注意・グリーンベルト等）新設が必要な箇所もあります。</p> <p>子どもの安全に対する取り組みは、最優先に取り組む必要がある課題ですので、これまでの通学路安全点検やこの度の緊急安全点検で危険箇所や対策必要箇所とされた箇所への道路管理者、所轄警察署が一体となった早急な対応を要望します。</p>

項目	安全安心まちづくりに関すること
要望事項	防犯カメラ補助制度拡充
要望の理由	<p>防犯カメラ設置は、地域の安全安心に直結するため、これまで、各校区自治連合会でも防犯カメラの設置を行って来ました。</p> <p>更なる防犯環境の向上のため、新規設置とともに、既設機器の取替が必要になってきています。</p> <p>しかし、設置を進めるほど、11台目以降や取替に係る補助率が低く、設置した防犯カメラのメンテナンスに係る費用の補助も無いため、地域の負担が重くなっています。</p> <p>そのため、このままでは設置してきた防犯カメラを維持できなくなり、防犯カメラの設置台数の減少を招くことが懸念されます。</p> <p>堺市では、防犯カメラの公設置も開始されましたが、設置されている防犯カメラは、堺市の補助を受け各校区自治連合会が設置しているカメラが多くを占めています。</p> <p>これからも安全・安心なまちづくりに市民協働で取り組んでいくためにも、11台目以降の設置や取替に係る補助拡充とメンテナンス費用の補助実施を内容とする防犯カメラ補助制度の拡充を要望します。</p>

[南区自治連合協議会]

要望事項（項目に関わらず2つまで）を提出してください。

項目	新型コロナウイルス感染症に関すること
要望事項	新型コロナウイルス感染症への感染対策として、基礎自治体として、これまでの感染対策の取組を検証し、今後の効果的な感染予防対策につなげること。
要望の理由	<p>新型コロナウイルス感染対策として、大阪府からの情報発信が中心となっており、堺市からの感染予防に向けた情報発信がなかなか届いていない。</p> <p>堺市は、大阪府との連携に加え、基礎自治体として、適正かつ十分な情報発信を行うとともに、これまでの取組を検証し、今後の効果的な感染予防対策につなげてほしい。</p> <p>例えば、ワクチン接種の予約申込み時に、何度電話しても電話が繋がらない、予約がとれないという状況が続いた。</p> <p>また、個別接種会場での接種が進まない中、集団接種会場の選定についても、コロナウイルス感染拡大下で外出自粛が求められているところ、集団接種会場は最寄りの小学校区にはなく、各区毎に一カ所のみを集団接種会場に指定されるなど、自粛している地域住民にとっては不可解に感じられた。</p> <p>こうしたことから、諸課題を調整する過程で一定の制約があることは理解するが、これまでの感染対策を検証し、具体的な取組として、今後の効果的な感染予防対策につなげるよう要望するもの。</p>

項目	地域会館に関すること
要望事項	<p>①地域会館を新たな避難場所として指定すること。</p> <p>②地域会館整備費補助金、地域会館大規模改修補助金の補助上限額を引き上げること。</p>
要望の理由	<p>①現在、校区の指定避難所は小・中学校の体育館となっているが、設備面から地域会館の方が整っており、避難者の中で特に身体が優れない人（病気・妊婦など）の避難に適していることから、新たな避難場所として指定を要望するもの。</p> <p>②地域会館は、各校区（地区）の自治会活動や福祉活動の本拠地であると同時に、地域住民の交流の場として、コミュニティの活性化に重要な役割を果たしている。また、近年は、災害時の補完的施設として、各校区（地区）自主防災会の本部として、重要な位置づけがされている。</p> <p>地域会館整備費補助制度は昭和 55 年度に創設され、その後、平成 2 年度に要綱改正され、補助率 9/10、補助上限額 3,500 万円とし、現在に至っている。</p> <p>また、地域会館大規模改修補助制度は平成 10 年度に創設され、補助率 1/2、補助上限額 500 万円とし、現在に至っている。</p> <p>ところが、この間、消費税の増税、全国労務単価費の上昇に伴う工事費単価の高騰により、各校区（地区）自治連合会の自己負担額が増大している。</p> <p>このことから、各校区（地区）自治連合会の負担の軽減を図るため、現行の補助上限額の引き上げを要望するもの。</p> <p>昨年度の要望事項提出時に、本制度については「制度内容について引き続き検討してまいります」との回答をいただいたが、各校区の負担を踏まえ本要望を実現願いたい。</p>

[北区自治連合協議会]

要望事項（項目に関わらず2つまで）を提出してください。

項目	自治会活動に対する支援に関すること
要望事項	青色防犯パトロール活動及び子ども見守り隊について
要望の理由	いずれも高齢化が進んでおり、年毎に従事者が激減しております。これから5年先を考えるに、活動が困難と考えます。抜本的な対策を検討要望します。

項目	オンライン活用のためのインフラ整備に関すること
要望事項	小学校などへのWi-Fi設備等の設置について
要望の理由	<p>新型コロナウイルスはデルタ株に変化し、増々感染力が増しており、3密を避けるなどの感染症拡大防止対策が今後も求められます。</p> <p>また、近い将来、来ると予想されている南海トラフ地震や台風等の自然災害への備えも引き続き必要とされています。</p> <p>これらの事象に対応するために、オンラインの活用が有効かつ絶対条件であると考え、以下について要望します。</p> <p>① 各小学校のWi-Fi設備及びTVの設置 ② 地域の防災拠点である各校区地域会館へのWi-Fi環境整備にかかる補助等の支援</p>

[美原区自治連合協議会]

項目	区内の道路環境の整備・改善に関すること
要望事項	<p>① 国道 309 号の渋滞の解消策を講じられたい。</p> <p>② 生活道路の安全対策を講じられたい。</p>
要望の理由	<p>美原区では、黒山地区の東西の開発や堺市総合防災センターの整備など、大規模な事業が計画・進行している。</p> <p>また、当区と隣接する松原市においても、大型商業施設が 2 か所計画されている。</p> <p>これらの施設は、いずれも国道 309 号沿線にあり、この道路は現在でも通行量が非常に多く、慢性的に交通渋滞が発生している状況で、先日、黒山西地区において、大規模商業施設がオープンしたが、施設周辺は激しい渋滞が発生するなど、懸念したとおりの状況になっている。一連の計画の進捗に伴って渋滞がさらに悪化することを非常に懸念している。</p> <p>また、周辺的生活道路では、抜け道として通過する車両が後を絶たず、この上、さらに上記計画に伴う車両の流入が予想され、周辺住民や通学児童らの安全が脅かされるのではないかと危惧している。</p> <p>このことから、</p> <p>① 国道 309 号の渋滞の抜本的な解消策となる都市計画道路(八尾富田林線及び向陵多治井線)の早期整備を国、府等に働きかけられたい。</p> <p>本件については、堺市都市計画道路整備プログラムにおいて、「その他路線」と位置付けられ、事業化の目途がたっておらず、事業化するには、周辺の大規模な面的整備と併せて行うことが有効とされている。</p> <p>しかし、前述のとおり、現時点でも渋滞による影響は甚大で、今後の開発の進行によって更に悪化することは明らかである。このような状況を十分にご理解いただき、早期に同プログラムを見直し、改めて上記路線の優先整備路線への引き上げを検討されたい。</p> <p>また、自動車交通の抑制という観点から、公共交通機関の利用促進が重要である。その中で、先日公表された SMI 美原ライン</p>

に掲載の定時制・速達性の高い交通システムを早期に導入されるとともに、既存の路線バスについては、増便や停留所の新設など利便性の向上を事業者に働きかけられたい。

- ② 生活道路については、地域の声を反映しつつ、車両の通り抜け抑制の措置を講じられたい。また、歩道の確保や信号機の設置、通行する車両の速度を低下させる工夫（スピードバンプなど）の導入等、周辺住民・通学児童・生徒の安全対策を講じられたい。

項目	区域の美化に関すること
要望事項	ごみのポイ捨てに対して実効性のある対策を講じられたい。
要望の理由	<p>区内の各自治会では、その活動の一環として定期的にまちの美化活動を行っている。</p> <p>また、自治会以外でも、個人で日々散歩の際にごみ拾いをしている方や、周辺の清掃活動に企業として取り組む方々もおられるなど、区内の美化活動は一定の規模で定期的実施されている。</p> <p>しかし、清掃活動を行った際の実感としては、依然として、たばこの吸い殻、空き缶、ペットボトル、レジ袋、食品等の空き容器等、ポイ捨てによるごみが見受けられ、もはや個々のモラルや意識の向上を訴えるだけでなく、ポイ捨てをした者に対して、何かしらのペナルティを課していくべきである。</p> <p>堺市では、平成 21 年に「堺市安全・安心・快適な市民協働のまちづくり条例」を制定し、堺区の大小路周辺を「路上喫煙禁止・ポイ捨て禁止区域」に指定している。さらに、当区域内における違反者には過料が処されることになっており、大きな抑止効果につながっているとも考える。</p> <p>このことから、上記の「路上喫煙禁止・ポイ捨て禁止区域」を美原区にも拡充し、ごみのポイ捨てをする者に対して、ペナルティを課すなど、実効性のある対策を検討されたい。</p> <p>ごみを無責任に捨てていく行為は、地域の住環境を害するばかりでなく、心ある有志による日々の美化活動を無に帰すものであり、到底許されない。</p> <p>ごみのポイ捨てを未然に防止できるその他施策の構築もあわせ、効果的な施策を真摯に検討していただくよう、お願いしたい。</p>

泉北ニューデザイン推進委員会運営規程（案）

（総則）

第1条 2021年5月に策定された「SENBOKU New Design」の推進にあたり、堺市南区自治連合協議会会則（以下、「協議会会則」）第16条に基づき、堺市南区自治連合協議会（以下、「協議会」という）の下に、「泉北ニューデザイン推進委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 南区において、新たな価値を共創し、将来にわたって多様な世代が快適に住み続けることのできる「持続発展可能なまち」の実現に向け、「SENBOKU New Design」を中心とした関連施策・事業の推進に貢献する。

（委員構成）

第3条 委員会の委員は、協議会会則第3条に規定する堺市南区役所区域内の各小学校区の自治連合会代表者で構成する。

- 2 委員は、委員長及び副委員長を含め10名以内とする。
- 3 委員長を除く委員は、委員会の委員と協議会会則第16条に基づき設置された他の委員会の委員を兼ねることができないものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員長、副委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長の選任）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 委員長は、協議会の会長とする。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員会において承認を得なければならない。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、副委員長がその議長となる。
- 3 委員長は委員の3分の2が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、その内容を協議会会則第11条に規定する役員会及び校区代表者会議に報告するものとする。

（出席者）

第6条 委員会には、堺市泉北ニューデザイン推進室のほか、委員長が必要と認める部署の職員に出席を要請する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、堺市南区役所自治推進課において行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年月日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される堺市南区自治連合協議会の委員長、副委員長及び委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

防災を中心とした次世代地域人材育成委員会運営規程（案）

（総則）

第1条 風水害や地震などの災害に的確に対応することのできる次世代の地域人材を育成するため、堺市南区自治連合協議会会則（以下、「協議会会則」）第16条に基づき、堺市南区自治連合協議会（以下、「協議会」という）の下に、「防災を中心とした次世代地域人材育成委員会」（以下、「委員会」という）を設置し、その運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 南区において、地域防災力を高め、将来にわたって多様な世代が安心して住み続けることのできる「安全・安心なまち」の実現に向け、「防災を中心とした次世代地域人材育成」のための取組を推進する。

（委員構成）

第3条 委員会の委員は、協議会会則第3条に規定する堺市南区役所区域内の各小学校区の自治連合会代表者で構成する。

- 2 委員は、委員長及び副委員長を含め10名以内とする。
- 3 委員長を除く委員は、委員会の委員と協議会会則第16条に基づき設置された他の委員会の委員を兼ねることができないものとする。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員長、副委員長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員長、副委員長及び委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長の選任）

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行し、委員長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 委員長は、協議会の会長とする。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員会において承認を得なければならない。

（委員会の会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、副委員長がその議長となる。
- 3 委員長は委員の3分の2が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議決は、出席した委員の過半数で決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員会の会議は、その内容を協議会会則第11条に規定する役員会及び校区代表者会議に報告するものとする。

（出席者）

第6条 委員会には、委員長が必要と認める部署の職員に出席を要請する。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、堺市南区役所自治推進課において行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和3年月日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命される堺市南区自治連合協議会の委員長、副委員長及び委員の任期は、第3条第4項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までとする。

南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

ICTイノベーション推進室長

マイナンバーカード出張申請受付の実施について（お知らせ）

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、市政の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

市民の皆様のマイナンバーカードの申請機会の拡大を図るため、今般、皆様からのご協力をいただき、地域会館等で出張申請受付を実施しますので、下記のとおり、お知らせいたします。

記


1 出張申請受付の実施について

(1) 日時と場所

日時	場所	申請受付時間
R3/10/29(金)～31(日)	泉北タカシマヤ 4階催会場【※】	10時～18時15分
R3/11/22(月)・26(金)	高倉台地域会館（南区高倉台3丁2-15）	10時～16時

【※】お車でお越しの場合、駐車料金は利用者負担となります。

(2) 出張申請受付の流れ

前日以前	① 希望者は、電話もしくはWebで事前予約いただく。（原則予約制） ・予約専用電話 072-600-0181 月～土曜日 9:30～17:30（木曜日のみ 19:30）※日・祝休み ※〈必要書類〉についてのご問合せはこちらまで ・Web（右記 QR コード）からご予約ください。	
当日	② 予約者は、必要書類を持参のうえ、予約時間に会場へ来ていただく。 〈必要書類〉 (1)通知カードまたは個人番号通知書（通知カードは当日回収します） (2)本人確認書類2点（運転免許証と健康保険証など） 通知カードをお持ちでない場合は写真付きの本人確認書類が必要です。 (3)住民基本台帳カード（お持ちの場合のみ） ※必要書類が不足している場合、郵送でのお届けができず、後日、区役所でマイナンバーカードをお受け取りいただくことになります。 ③ 無料の写真撮影と本人確認を行い、マイナンバーカードの申請を受付します。	
後日	④ 申請後、概ね2か月程度で、市から申請者に対し、カードを郵送します。	

(3) その他

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、事前予約制とさせていただきます。

また、マスクの着用、当日受付時の検温、手指の消毒や手洗い、発熱や咳の症状がある場合は来場しない等ご協力をお願いします。

2 問合せ先

堺市マイナンバーカード普及促進センター
〒590-0028 堺市堺区三国ヶ丘御幸通 59 高島屋堺店 9F
電話 072-600-0181 FAX 072-275-5766

令和 3 年 10 月 1 日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

堺市上下水道局
水道部 水道建設管理課
建設整備担当課長

水道工事のお知らせについて

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、上下水道整備事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、別添のとおり上水道管の布設工事を施工いたしますので、お知らせいたします。

（問合せ先）堺市上下水道局 水道部 水道建設管理課 （担当：阪谷）
〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2
TEL (072) 250-6267 (直通)
FAX (072) 250-9195

令和3年10月1日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

堺市上下水道局

水道工事のお知らせ

このたび、下記のとおり、地震に強い水道管に布設替えする工事を行います。

近隣のみなさまには、工事に伴う通行規制、騒音や振動等の発生により、ご不便、ご迷惑をお掛けしますが、できる限り低減を図りながら施工しますので、ご理解、ご協力をいただけますよう、よろしくお願いいたします。なお、工事のため断水する場合は事前に広報ビラ等でお知らせします。

また、「不具合等の発生で通報をいただいた場合」や「家屋調査や井戸調査等を実施する場合」を除き、建物の中に立ち入ることはありませんので、上下水道局をかたった悪質な訪問販売等にご注意ください。

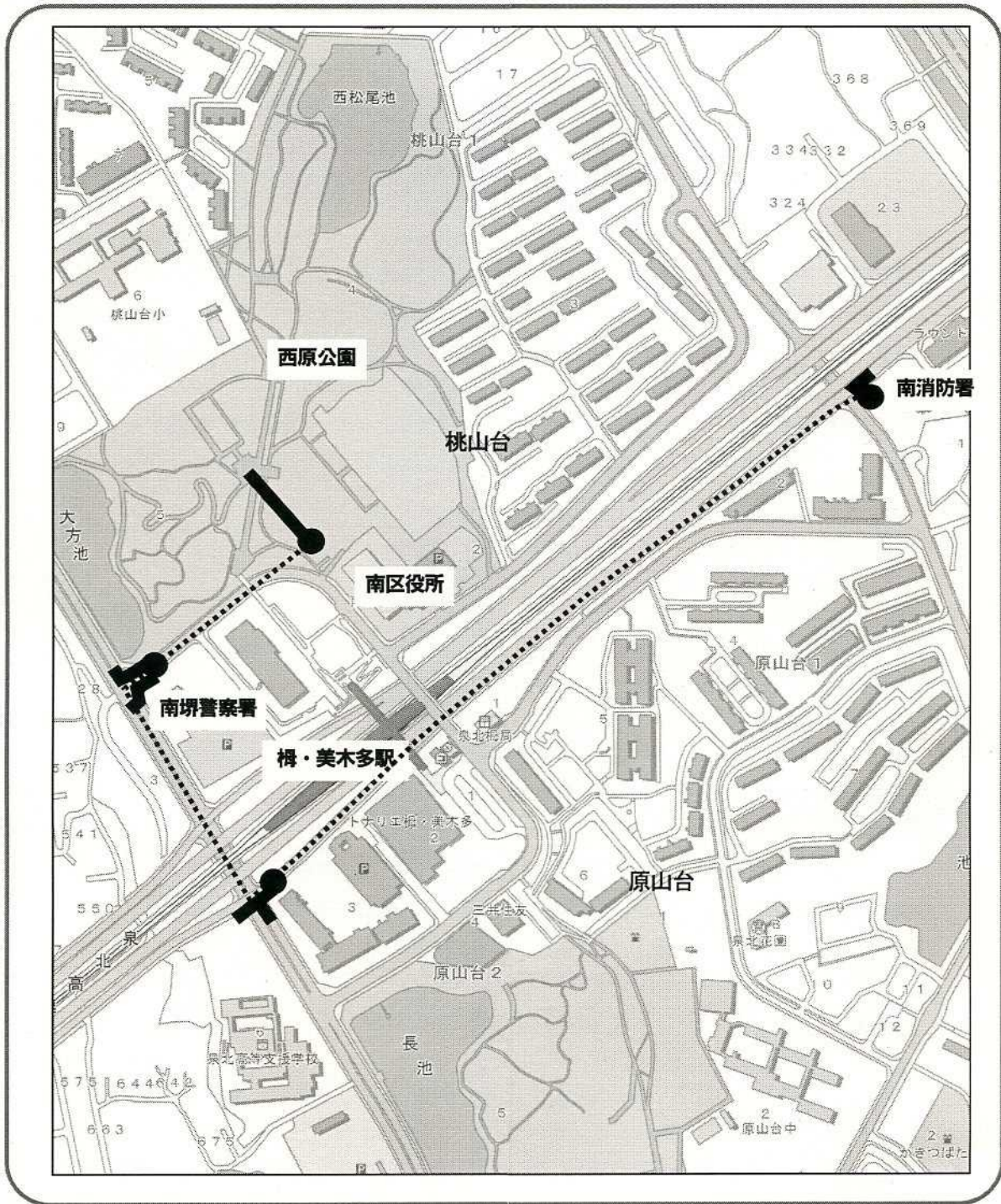
記

- 1 工 事 名 原山台ほか配水管布設工事 (工事番号： 153)
- 2 工 事 場 所 堺市南区原山台ほか (右面の位置図をご参照ください。)
- 3 工 事 期 間 令和4年1月中旬～令和6年9月下旬（予定）
- 4 施 工 時 間 帯 昼間工事： 9時～ 17時（日曜及び祝日を除く）
夜間工事： 21時～ 翌日の9時（日曜及び祝日の夜間を除く）
- 5 施 工 業 者 令和3年11月初旬契約予定
- 6 お 問 合 せ 堺市上下水道局 水道部
(平日9:00～17:30) 担 当 者 阪谷 泰隆 TEL 072-250-6267
(上記以外の時間) 堺市上下水道局お客様センター TEL 0570-02-1132

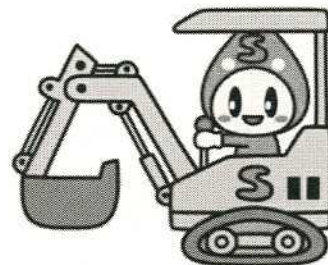
【お願い】

- 工事場所の一部建物におきまして家屋調査及び井戸調査を実施します。調査員は、堺市上下水道局が発行する「従事者証明書」を携帯していますので、必要な場合は提示を求めてください。
- 工事の円滑な施工に支障となりますので、路上駐車をしないようご協力願います。
- 水道工事完了後の舗装本復旧工事は、別途発注し、施工します。

【位置図】



- 開削工事部 (掘削での工事)
- 非開削工事部 (シールド工事)
- 立坑部



堺西下サ第 1347 号
令和 3 年 10 月 1 日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

堺市 上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター課長

下水管（污水管）の調査について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、上下水道整備事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、別添のとおり下水管の調査をいたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先）

調査業者：管清工業株式会社 大阪支店（担当：西本）
〒 536-0007 大阪府大阪市城東区成育 1-6-26
TEL (070) 3811-4002

堺市担当：堺市 上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター（担当：小西）
〒 591-8031 堺市北区百舌鳥梅北町 2-57-1
上下水道局本庁舎南館 3 階
TEL (072) 250-4081（直通）

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

令和3年10月1日
堺市上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター

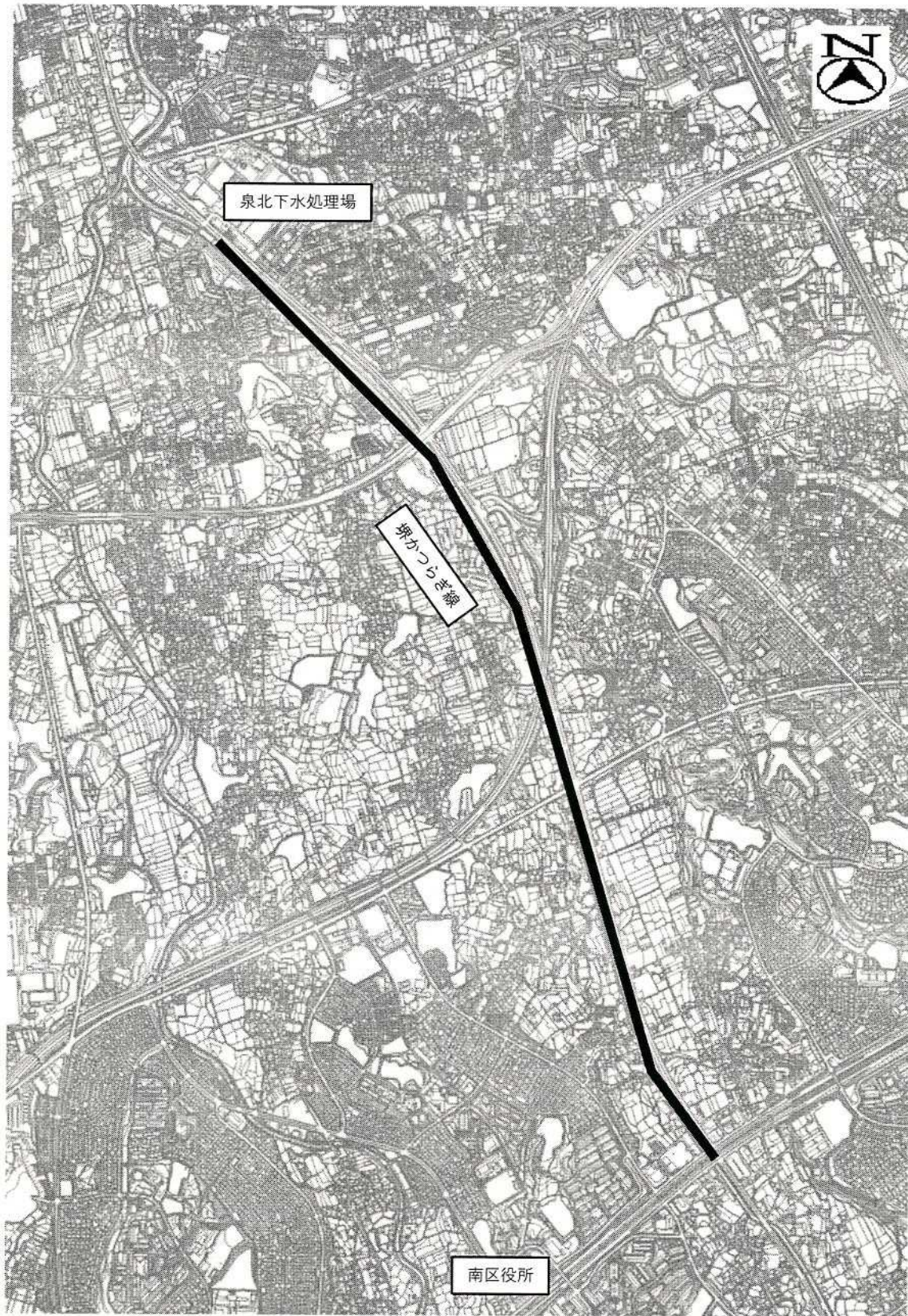
（夜間）下水道調査についてのお知らせ

平素は、本市下水道事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、当地区の下水管の調査を行うこととなりました。
つきましては、調査期間中は調査及び交通の安全に十分に注意して施工しますので、
重ねて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。
なお、ご不明な点などございましたら、下記担当までご連絡ください。

記

1. 業務名 泉北処理区流量調査及び管内調査業務（3-21）
2. 調査場所 堺市南区豊田ほか （位置図実線部参照）
3. 調査期間 令和3年11月中旬～令和4年1月中旬
（着手前に、調査場所近辺には調査業者がお知らせを配布します）
（雨天等の影響により調査期間が順延する場合がございます）
4. 調査内容 現地調査：マンホールから下水管内に入り管内の調査を行います。
（予定） 流量調査：マンホールから機械を搬入し、一定期間流量のデータを取得しま
5. 施工方法 夜間（22:00～6:00）片側交互通行・一部車両通行止め（歩行者通行可）
作業時間は進捗により若干変更となる場合があります
6. 調査業者 管清工業株式会社 大阪支店
担当者 西本 秀一 電話 070-3811-4002
7. 連絡先 堺市上下水道局 下水道管路部西部下水道サービスセンター 保全第三係
担当者 小西 功泰 電話 072-250-4081

位置図



堺西下サ第1370号
令和3年10月1日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者様

堺市 上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター課長

下水管（污水管）の修繕について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
平素は、上下水道整備事業にご協力賜り、誠にありがとうございます。
さて、別添のとおり下水管の修繕をいたしますので、ご案内申し上げます。

（問合せ先）

施工業者：大阪設備管理株式会社（担当：中尾）
〒590-0833 堺市堺区出島海岸通4-7-16
TEL（072）241-4818

堺市担当：堺市 上下水道局 下水道管路部
西部下水道サービスセンター（担当：大橋）
〒591-8031 堺市北区百舌鳥梅北町2-57-1
上下水道局本庁舎南館3階
TEL（072）250-4081（直通）

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

下水道工事についてのお知らせ

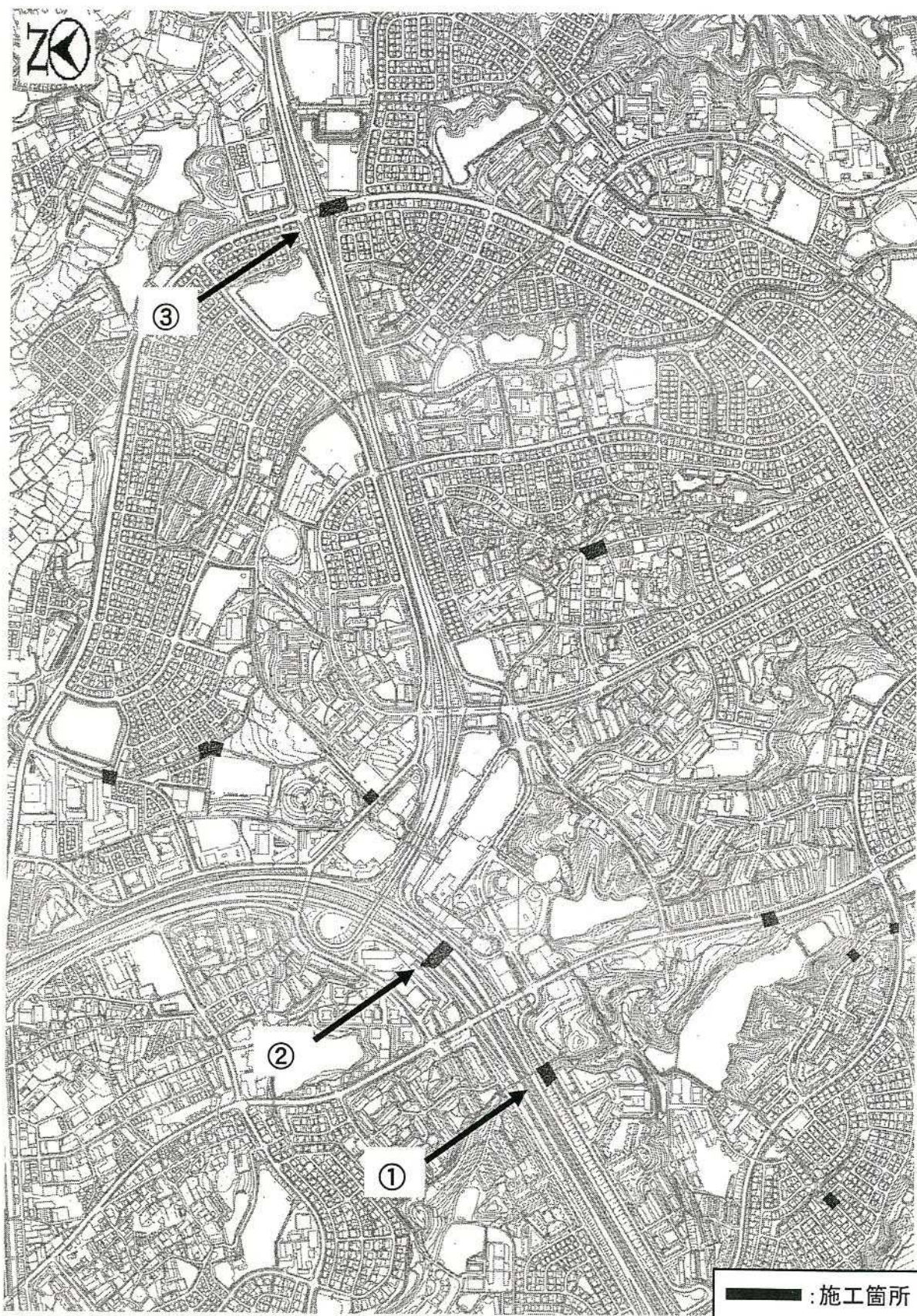
平素は、本市下水道事業に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、当地区の下水管の老朽化に伴い、下水管の修繕（内面補修）工事を行う
こととなりました。

つきましては、工事期間中は工事及び交通の安全に十分に注意して施工しますので、
重ねて皆様方のご理解とご協力をお願い申し上げます。
なお、ご不明な点などございましたら、下記担当までご連絡ください。

記

1. 工事名 三原台ほか下水管内面補修工事（3-21）
2. 工事場所 堺市南区三原台ほか7か所 （位置図参照）
3. 工事期間 令和3年11月～令和4年2月
 （工事着手前に、工事場所近辺には施工業者がお知らせを配布します）
4. 施工内容 現地調査：マンホールから下水管内に入り管内の調査や清掃を行います。
 （予定） 内面補修工：マンホールから材料を搬入し、下水管の修繕を行います。
 ※掘削は行いません
5. 施工方法 昼間（9:00～17:00）車線規制（歩行者通行可）
 夜間（22:00～6:00）車線規制（歩行者通行可）
 作業時間は進捗により若干変更となる場合があります
6. 施工業者 大阪設備管理株式会社
 現場代理人 中尾 剛志 電話 072-241-4818
7. 連絡先 堺市上下水道局 下水道管路部西部下水道サービスセンター 保全第三係
 担当者 大橋 泰博 電話 072-250-4081

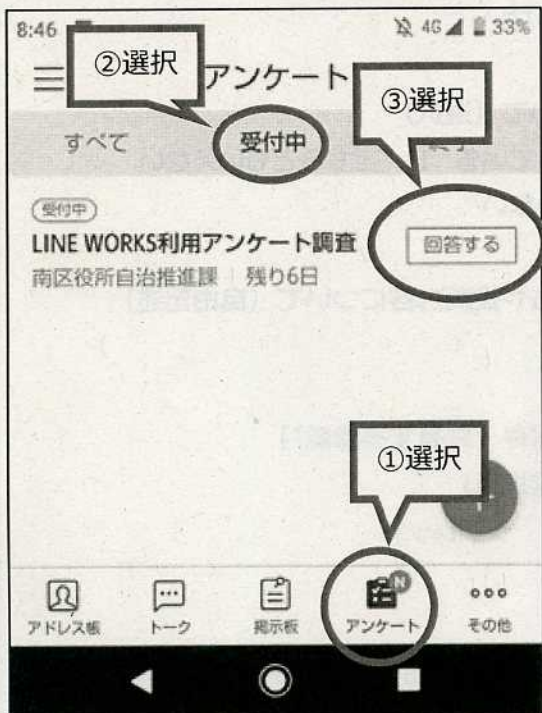
位置图



LINE WORKS 利用アンケート調査

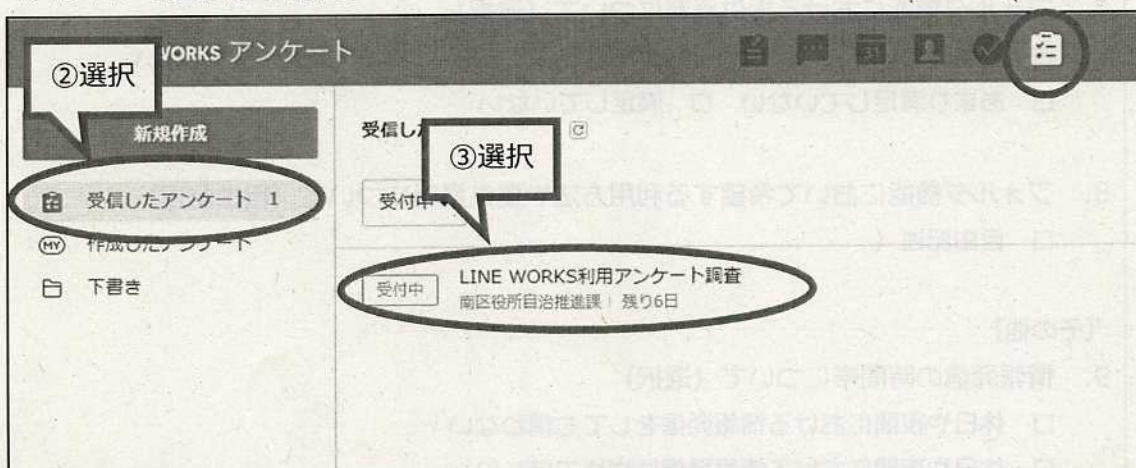
1. 目的 LINE WORKS の利用状況の確認及び今後の運用方法の改善
2. 回答期間 令和3年10月4日(月曜)～11日(月曜)
3. 回答方法 LINE WORKS のアンケート機能

【スマートフォンで回答する場合】



- ① 「アンケート」を選択
- ② 「受付中」を選択
- ③ 「回答する」を選択
- ④ 質問内容に回答し、ページ下部の「提出する」を選択
- ⑤ 終了

【パソコンで回答する場合】



- ① 「アンケート」を選択
- ② 「受信したアンケート」を選択
- ③ 「LINE WORKS 利用アンケート調査」を選択
- ④ 質問内容に回答し、ページ下部の「提出する」を選択
- ⑤ 終了

4. 質問内容 以下のとおり

【メッセージ機能（「～の資料を提供します。」等の文章のやりとりをする機能）】

1. メッセージ機能の利用端末について（複数選択可）
 スマートフォン パソコン タブレット
2. メッセージ機能の利用方法について（選択）
 理解している おおむね理解している どちらともいえない
 あまり理解していない 理解していない
3. メッセージ機能における投稿の内容について（選択）
 満足している まあまあ満足している どちらともいえない
 あまり満足していない 満足していない
4. メッセージ機能において希望する利用方法や投稿内容について（自由記述）
 自由記述（ ）

【フォルダ機能（報道提供資料等のデータを保存・共有する機能）】

5. フォルダ機能の利用端末について（複数選択可）
 スマートフォン パソコン タブレット
6. フォルダ機能の利用方法について（選択）
 理解している おおむね理解している どちらともいえない
 あまり理解していない 理解していない
7. フォルダ機能における提供資料について（選択）
 満足している まあまあ満足している どちらともいえない
 あまり満足していない 満足していない
8. フォルダ機能において希望する利用方法や提供資料について（自由記述）
 自由記述（ ）

【その他】

9. 情報発信の時間帯について（選択）
 休日や夜間における情報発信をしても構わない
 休日や夜間における情報発信はやめてほしい
10. そのほか、LINE WORKS 運用に係るご意見・要望等について
 自由記述（ ）

令和 3 年 10 月 1 日

堺市南区自治連合協議会
校区（地区）代表者 様

南区スポーツ推進実行委員会
委員長 岸本 啓司

「令和 3 年度みなみ交流 E・K・I・D・E・N」の開催中止について

清秋の候、皆様方におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、「みなみ交流 E・K・I・D・E・N」の開催に格別のご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、毎年 2 月の第 1 日曜日に、駅伝・マラソンを通して人と人とのふれあいや地域間の交流を深めることにより、区民の相互理解・交流を図ることを目的として「みなみ交流 E・K・I・D・E・N」を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染拡大の防止並びに参加いただく選手やスタッフ、関係者の皆様の健康や安全面等を最優先に考慮した結果、今年度の開催を中止させていただくこととしました。

例年、開催にご協力をいただいております関係者の皆様、また開催を楽しみにしてくださった参加者の皆様には、大変残念でございますが、何卒ご理解ご了承くださいませようお願い申し上げます。

【問合わせ先】

南区スポーツ推進実行委員会事務局

(南区役所区政企画室内) 担当：喜多・内山・高井

〒590-0141 堺市南区桃山台 1 丁 1 番 1 号

TEL：072-290-1805 FAX：072-290-1814

2021年10月1日

各位

帝塚山学院大学 葡萄祭実行委員会

帝塚山学院大学 2021年 第54回葡萄祭開催について

拝啓

秋風の候、時下ますますご清栄のことお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今年度の葡萄祭は帝塚山学院大学・泉ヶ丘キャンパスからオンラインにて、10月30日(土)、10月31日(日)の2日間開催致します。

例年、模擬店や有名アーティストによるライブ・トークショーなどの多種多様なプログラムを準備し、近隣の方々や卒業生をはじめ、多くの方々にご来場いただいております。

2020年までは狭山キャンパスにて実施しておりました葡萄祭は、2021年4月より2つのキャンパスがワンキャンパス(泉ヶ丘キャンパス)に統合されたため、今年が初めての泉ヶ丘キャンパスからの開催となります。そして昨年に引き続き、今年の葡萄祭も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインのみでの開催になり、実際にご来場していただくことはできません。しかし、オンラインだからこそできる新しい企画で地域の方々や卒業生をはじめ、幅広く、多くの方々に気軽に参加して楽しんでいただけるように、より充実した葡萄祭にしたいと考えております。

私ども葡萄祭実行委員会は、参加団体が行う全ての企画を調整して、円滑な祭の運営に努めるとともに、委員会主催の企画の運営、ポスター作成、外報活動等を行っております。

つきまして、「帝塚山学院大学 第54回 葡萄祭」の現在予定している実施内容等については下記の通りになります。内容をご確認いただけますと幸いです。

敬具

第54回 葡萄祭 実施内容

記

- ・日時： 2021年10月30日(土)・10月31日(日)
※時間は未定
- ・開催場所： 帝塚山学院大学 泉ヶ丘キャンパス (完全オンライン開催)
- ・テーマ： 『プロローグ～新たな幕開け～』
- ・主な対象者： 本学生及びその保護者様、友人など
地域の方々
本学の卒業生
- ・目的
泉ヶ丘キャンパスでの葡萄祭は何年も先まで続くが、泉ヶ丘キャンパスでの始まりは一度きりである。
初となる泉ヶ丘キャンパスでの葡萄祭開催に新しい風を吹かせ、魅力を伝えるため、実行委員一丸となって責任感を持ち、新たな葡萄祭のカタチを築き上げる。
- ・主なイベント (予定)
ゲストによるトークショー、有志企画、オンラインショップ、オンライン展示、アンブレラスカイ「上を向こう。人生に彩りを。」等
※上記のイベントだけでなく、オンライン開催ではありますが、新しい企画を考えております。

実施内容はホームページ、Twitter、Instagramで随時更新しています。

「帝塚山学院大学 第54回 葡萄祭」で検索いただくか、下記URLもしくは二次元コードにてご確認ください。

※帝塚山学院大学 第54回 葡萄祭 ホームページ

<https://www.tgugrapefes.com>



- ・本件の問い合わせフォーム

<https://www.tgugrapefes.com/contact>

帝塚山学院大学 〒590-0113 大阪府堺市南区晴美台4丁目2-2

以上

TEZUKAYAMA GAKUIN UNIVERSITY
2021 10/30・31
SAT SUN

54th GRAPE FESTIVAL
葡萄祭

ONLINE



新企画盛りだくさん!



スペシャルゲスト登場予定!



帝塚山学院大学 葡萄祭実行委員会
HP: <https://grapefes54th.wixsite.com/website> TEL/FAX (072)365-3053

情報配信中!
チェックしてね!



堺の人口

令和3年9月1日現在

(推計人口)

人口総数

822,258

人

男

391,344

人

女

430,914

人

世帯数

367,720

世帯

面積

149.83

km²

人口密度

5,488

人/km²

(令和2年国勢調査結果速報値に基づく)

政策企画部調査統計担当

堺の人口

(速報値に基づく)

令和3年9月号

NO. 4 6 3

堺市政策企画部調査統計担当

Tel. 072-228-7450 (直通)

<https://www.city.sakai.lg.jp/>

《推計人口》

令和3年9月1日現在の堺市の人口は822,258人で、世帯数は367,720世帯である。

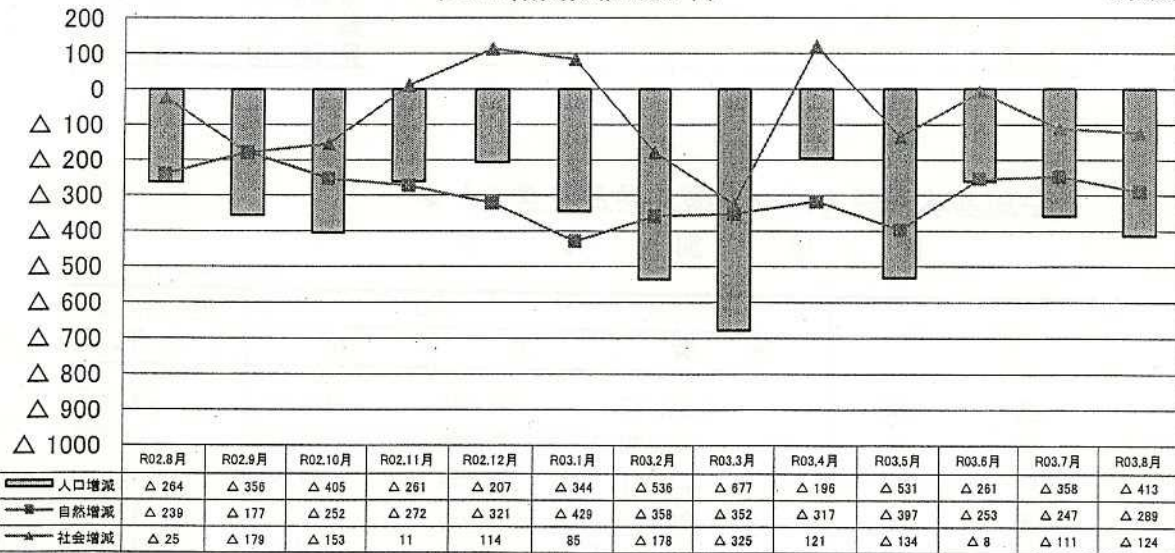
前月に比べ、人口は413人減少、世帯数は20世帯減少している。

区域	人口(人)			世帯数 (世帯)	人口密度 (人/k㎡)	面積 (km ²)
	総数	男	女			
全市	822,258	391,344	430,914	367,720	5,488	149.83
堺区	148,978	73,645	75,333	74,472	6,297	23.66
中区	120,520	57,615	62,905	50,487	6,740	17.88
東区	84,784	40,190	44,594	37,081	8,082	10.49
西区	134,559	64,075	70,484	58,192	4,702	28.62
南区	136,741	63,203	73,538	59,548	3,386	40.39
北区	159,273	74,631	84,642	73,046	10,210	15.60
美原区	37,403	17,985	19,418	14,894	2,834	13.20

(注) 面積は国土地理院の公表による。

人口増減数(直近1年)

単位(人)



◎推計人口

推計人口 = 令和2年国勢調査(速報値) + 自然増減(出生 - 死亡) + 社会増減(転入 - 転出)
 自然増減及び社会増減は住民基本台帳(外国人住民を含む)の増減による。

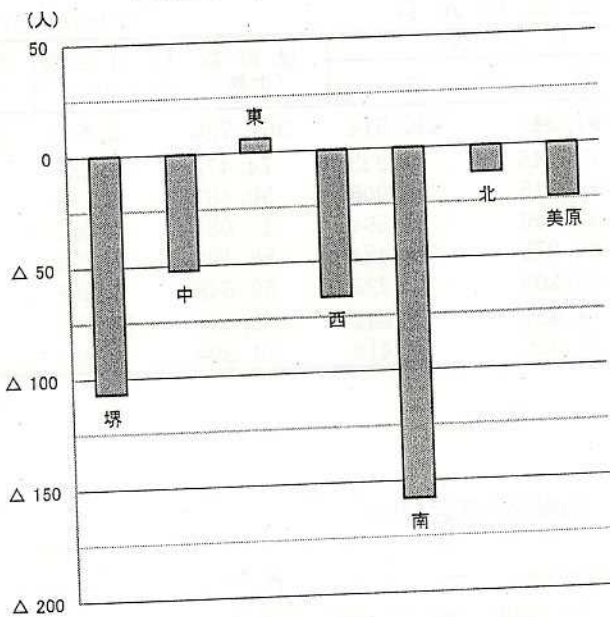
区域別人口増減

令和3年8月中 (単位:人)

区域	人増	減	口数	自然動態			社会動態		
				増減数	出生	死亡	増減数	転入	転出
全市			△ 413	△ 289	474	763	△ 124	2,498	2,622
堺区			△ 107	△ 77	83	160	△ 30	550	580
中区			△ 52	△ 26	74	100	△ 26	339	365
東区			6	△ 31	54	85	37	240	203
西区			△ 66	△ 26	83	109	△ 40	370	410
南区			△ 158	△ 76	50	126	△ 82	286	368
北区			△ 12	△ 29	117	146	17	605	588
美原区			△ 24	△ 24	13	37	0	108	108

(備考) 住民基本台帳人口 (外国人住民を含む)。転入及び転出には職権処理などを含みません。

区別人口増減 (令和3年8月中)



政令市人口比較 (推計人口)

令和3年8月1日現在

都市名	人口 (人)
横浜市	3,778,876
大阪市	2,756,034
名古屋市	2,327,954
札幌市	1,975,800
福岡市	1,620,127
川崎市	1,541,560
神戸市	1,520,712
京都市	1,457,501
さいたま市	1,331,892
広島市	1,194,833
仙台市	1,097,421
千葉市	977,838
北九州市	933,392
堺市	822,671
浜松市	787,820
新潟市	785,219
熊本市	738,050
相模原市	725,642
岡山市	723,096
静岡市	683,565

《住民基本台帳人口 (外国人住民を含む)》

区域別人口

令和3年8月末現在

区域	人口 (人)			世帯数 (世帯)
	総数	男	女	
全市	828,165	397,042	431,123	397,675
堺区	146,860	72,096	74,764	78,750
中区	121,571	58,984	62,587	56,160
東区	86,247	41,093	45,154	40,048
西区	136,939	66,038	70,901	64,157
南区	139,376	64,948	74,428	65,273
北区	159,015	75,299	83,716	76,103
美原区	38,157	18,584	19,573	17,184

第 31 回 堺市新型コロナウイルス対策本部会議 次第

令和 3 年 9 月 28 日 (火) 18 時 00 分～

於：本館 3 階大会議室

1. 本市の新型コロナウイルス感染症患者の状況等について 資料 1-1
資料 1-2

2. 大阪府の要請内容等について 資料 2

3. 国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の対応について 資料 3

4. 本市のワクチン接種の状況について 資料 4

5. その他

大阪府の要請内容等について

府民等への要請

※政府対策本部において、大阪府が「緊急事態措置を実施すべき区域」から除外された場合に発効

- ① 区域 **大阪府全域**
- ② 要請期間 **10月1日～10月31日**（ただし、今後の感染状況に応じて要請内容を判断）
- ③ 実施内容

●府民への呼びかけ（特措法第24条第9項に基づく）

- 混雑している場所や時間を避けて少人数で行動すること
- 要請時間以降に営業したりカラオケを提供している飲食店等の利用を厳に控えること
- 都道府県間の移動の際は、感染防止対策を徹底
- 感染防止対策を徹底すること。重症化リスクが高い40代・50代は、特に、注意すること
- 4人以下※1でのマスク会食※2の徹底
 - ※1 家族や乳幼児・子ども、高齢者・障がい者の介助者などはこの限りではない
 - ※2 疾患等によりマスクの着用が困難な場合などはこの限りでない
- テレワーク等、柔軟な働き方を行うこと

●**大学等へのお願い**（特措法第24条第9項に基づく）

- 学生に対し、感染リスクの高い以下の行動について感染防止対策を徹底すること
 - ・クラスター発生のリスクがある部活動（特に、合宿や練習試合）
 - ・多人数が接触する活動及び前後の会食
 - ・旅行や、自宅・友人宅での飲み会
- 授業は、人と人との接触をなるべく減らすためオンラインを活用するとともに、面接授業の場合、クラスを分割した授業や大教室の活用等により密を回避すること
- 学生寮における感染防止策などについて、学生に注意喚起を徹底すること
- 発熱等の症状がある学生は、登校や活動参加を控えるよう、周知徹底すること

2

●**経済界へのお願い**（特措法第24条第9項に基づく）

- 在宅勤務（テレワーク）、休暇取得等による、出勤者数の低減を行うこと
- 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組みを強力に推進すること
- 休憩室、喫煙所、更衣室などでマスクを外した会話を控えること
- 業種別ガイドラインを遵守すること

3

● イベントの開催について（府主催（共催）のイベントを含む） （特措法第24条第9項に基づく）

➢ 主催者に対し、府全域を対象に、以下の開催制限を要請

収容率※1		人数上限※1	営業時間短縮
大声なし※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、 舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公 演・式典、展示会 等	大声あり※2 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、 公営競技、公演（キャラクターショー等）、ラ イブハウス・ナイトクラブでのイベント 等	5,000人 又は 収容定員50%以内 (≦10,000人) のいずれか大きい方	21時まで※4 (法に基づかない 働きかけ)
100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内※3 (席がない場合は十分な間隔)		

※1 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）
 収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との距離（1m）を確保できること

※2 イベントは例示であり、実際のイベントがいずれに該当するかについては、大声での歓声・声援等が想定されるか否かを個別具体的に判断する。飲食を伴うイベントは「大声あり」と同じ取扱いとするが、発声のない場合（映画館等）は「大声なし」と扱う

※3 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。
 すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※4 飲食の提供は、21時まで。（酒類提供（参加者による持込みを含む）は、11時～20時30分）（法第24条第9項に基づく）
 酒類提供は、業種別ガイドラインの遵守、同一グループ4人以内など、業態に応じた感染防止対策を守ることを条件とする。

（イベントを開催する場合の要請内容）

- ◆ 国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底
- ◆ 全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際は、そのイベントの開催要件（収容率等）などについて、大阪府に事前に相談すること

4

● 施設について（府有施設を含む） 飲食店等への要請 （特措法第24条第9項に基づく）

施設	要請内容	
	ゴールドステッカー認証店舗 (8ページ参照)	その他の店舗
【飲食店】 飲食店（居酒屋を含む）、喫茶店等(宅配・テイク アウトサービスを除く)	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮（21時まで） <input type="checkbox"/> 酒類提供（利用者による店内 持込みを含む）は 11時～20時30分	<input type="checkbox"/> 営業時間短縮（20時まで） <input type="checkbox"/> 酒類提供（利用者による店内 持込みを含む）は自粛
【遊興施設】 キャバレー、ナイトクラブ、インターネットカ フェ・マンガ喫茶※1、カラオケボックス※2等で、 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗	<input type="checkbox"/> 同一グループ・同一テーブル原則 4人以内※3 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛	<input type="checkbox"/> 同一グループ・同一テーブル 原則4人以内※3 <input type="checkbox"/> カラオケ設備の利用自粛
【結婚式場】 食品衛生法の飲食営業許可を受けている施設		

※1 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。
 ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。

※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

※3 同居家族の場合は除く

5

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容（1000㎡超の施設）
商業施設	大規模小売店、百貨店（地下の食品売り場を含む）、ショッピングセンター（地下街を含む）等（生活必需物資の小売関係及び生活必需サービスを営む店舗を除く）	【営業時間】 21時まで （法に基づかない働きかけ） 【その他】 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
遊技施設	マーチャン店、パチンコ店、ゲームセンター等	
遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等	
サービス業	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステサロン、リラクゼーション 等	

6

●施設について（府有施設を含む）

飲食店以外への要請（特措法第24条第9項に基づく）

施設の種類	内 訳	要請内容
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場	【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ
遊興施設	ライブハウス※	
集会・展示施設	公会堂、展示場、文化会館、多目的ホール等	【営業時間】 21時まで （法に基づかない働きかけ）
ホテル・旅館	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	
運動・遊技施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	【その他】 適切な入場整理等（人数管理、人数制限、誘導等）の実施
博物館等	博物館、美術館 等	

※ 飲食店営業許可を受けている施設について、飲食店と同様の要請

7

感染防止認証ゴールドステッカー 制度概要

参考

概要

感染症に強い強靱な社会・経済の形成を図っていくため、飲食店における感染防止対策のさらなる促進や府民が安心して利用できる

対象

環境整備につながる、認証制度。
飲食店（但し、テイクアウト等を除く）

認証基準

以下の例示を含む、全ての基準を満たすことが必要

(例) ・アクリル板等の設置（座席間隔の確保）

- ・手指消毒の徹底
- ・食事中以外のマスク着用の推奨
- ・換気の徹底、CO₂センサーの設置
- ・症状のある従業員に対する「飲食店スマホ検査センター」の積極的な利用の推奨
- ・コロナ対策リーダーの設置 等



問合せ

感染防止認証ゴールドステッカーコールセンター（開設中）

電話番号：06-7178-1371

開設時間：平日9時30分～17時30分

8

時短要請等コールセンター

特措法に基づく営業時間短縮要請等の内容にかかる府民や事業者からの問い合わせに対応するため、コールセンターを設置

【コールセンターの概要】

開設時間：平日9時30分～17時30分

受付電話番号：06-7178-1398

※府ホームページ上にもFAQを掲載予定

9

府立学校における今後の教育活動について

10月1日以降の府立学校における教育活動は、以下のとおりとする。

1 授業

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続
- ・ただし、感染状況等により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う
- ・毎日の健康観察や基本的な感染症対策を徹底する

2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、中止または延期

3 学校行事（文化祭・体育祭）

- ・来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

4 部活動

- ・感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導
- ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底
- ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない

5 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等

- ・陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業とするとともに、保健所の疫学調査に協力
- ・保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明まで検査対象者の所属する学級等を閉鎖
- ・検査の結果、新たに陽性者が判明した場合は、学校での感染拡大にかかる保健所の見解を確認したうえで、学級等の再開を判断

- 市町村立学校及び私立学校については、1～4は府立学校と同様の対応を要請、5は参考として対応を通知

国・大阪府の対応を踏まえた今後の本市の対応について

期間：10月1日～10月31日

1. 緊急事態措置の解除に伴う市民等への要請・呼びかけ

○大阪府の要請内容に基づき、呼びかけやお願いを実施。

●市民への呼びかけ

(内容は、資料2「大阪府の要請内容等について」の1ページのとおり)

●大学等へのお願い

(内容は、資料2「大阪府の要請内容等について」の2ページのとおり)

●経済界へのお願い

(内容は、資料2「大阪府の要請内容等について」の3ページのとおり)

○市独自の重点啓発について

感染の減少を確かなものとし、感染再拡大【リバウンド】を防ぐために

- ワクチンの積極的な接種をお願いします。接種後も感染の可能性がります。マスクや手洗いなど、基本的な感染予防の日常をお願いします。
- 冬にかけて感染再拡大への警戒が必要です。気を緩めることなく、ご自身と大切な人を守る強い意識と行動をお願いします。

2

○その他の市民への周知・啓発

感染拡大防止に向け、次の取組を継続。

- | |
|--|
| ①ホームページ、広報さかい、SNSによる市民への周知
・SNSについては、特に若い世代をターゲットにした効果的な内容も織り交ぜ発信
・マスクを外す場面での意識喚起、不織布マスクの推奨なども効果的に発信 |
| ②区公用車による巡回広報
(緊急事態宣言期間中、毎日2回：10時～、15時～) ⇒平日1回(13時～)に変更 |
| ③防災行政無線による放送(毎日2回：11時、16時) ⇒毎日1回(11時)に変更 |
| ④感染予防ポスターの掲示(市関連施設、民間事業者施設) |
| ⑤国の接触確認アプリ「COCOA」や「大阪コロナ追跡システム」への登録の呼びかけ |

※市内主要駅及び区役所に設置した啓発立看板(「緊急事態宣言発出中」「不要不急の外出自粛」の周知・啓発)については、緊急事態宣言解除に伴い撤去。

3

2. 市主催イベントでの取組

○原則中止、延期、開催方法の変更（書面開催、Web開催）とする。

開催する場合は、以下の感染対策を徹底のうえ開催。

①感染予防ガイドラインに基づく感染防止の徹底
②感染予防ポスターの掲示
③感染防止を呼びかける場内放送の実施
④国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底及び利用者への案内
⑤類似イベントにおける感染の状況に応じて、開催の自粛も検討
⑥全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する際には、そのイベントの開催要件等について、大阪府に事前に相談

4

3. 施設（市有施設）の取扱い

【現在の対応内容】

○市有施設の休止や利用制限（原則17時まで）

※感染拡大防止の観点から、以下の施設については次のとおり運用

- ・市営公園等の無料バーベキューエリア3か所（原池公園【中区】、舟渡池公園【美原区】、海とのふれあい広場【堺区】）については当面の間利用を禁止
- ・老人福祉センター、老人集会所は休館、健康福祉プラザについては一部休館
- ・堺市博物館、利晶の杜、町家歴史館、観光案内所などについては休館
- ・体育館の更衣室やトレーニングルームなどの利用制限
- ・図書館は滞在時間短縮及び閲覧室の利用制限

○各施設において感染対策を実施のうえ運営（21時まで）

※ただし、以下の施設については次のとおり運用

- ・市営公園等の無料バーベキューエリア3か所（原池公園【中区】、舟渡池公園【美原区】、海とのふれあい広場【堺区】）については当面の間利用を禁止

5

4. 行政の取組

○感染拡大の防止等の観点から以下の取組を徹底することにより、市民と職員、職員同士の接触機会を減少。

①職員間の夜の会食は行わない【職員以外（家族を除く）との会食も控える】
②「堺スタイルの働き方」を実施
③テレワーク、休暇取得促進等による職員の出勤削減（目標：3割以上⇒2割以上）
④時差出勤等による職員の接触低減（目標：3割以上⇒2割以上）
⑤自転車通勤の推奨
⑥会議等におけるオンラインの活用（原則）
⑦職場内の感染防止の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・職場の一斉換気の実施やパーテーション等の設置 ・休憩室や更衣室等でマスクを外しての会話はしない ・昼食等の際にマスクを外しての会話はしない ・現場等への出張等（公用車の同乗等）にマスクを外しての会話はしない ・少しでも体調が悪い場合、無理に出勤させないことを徹底 ・不織布マスクの奨励
⑧原則、出張の中止又は延期（Web会議、ビジネスチャット等の活用）
⑨20時以降の勤務抑制
⑩職員のワクチン接種の推奨

6

5. 学校園の取組

○幼児児童生徒の安全を守るため、以下の感染対策を徹底

① 通常登校を継続する。「学校の新しい生活様式」の地域の感染レベル2に応じた対応を行う。 感染リスクの低い活動から順次実施する。
② 登校時の健康観察カードによる体調確認に加え、毎授業の開始時に健康確認を行う。
③ マスクの着用が必要な場面、不要な場면을明確にし、正しいマスクの着用を促す。
④ 感染拡大を防止するため、「新型コロナウイルスの感染が確認された場合のガイドライン」に則して、学校と教育委員会では検査対象者を抽出し、休業措置等を迅速に判断する。
⑤ 運動会・体育大会等の学校行事は、感染対策を徹底して行っただうえで実施。 修学旅行等泊や府県間の移動を伴う行事も、感染対策を徹底して行っただうえで実施。 ただし、旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否している場合は、中止または延期。
⑥ 部活動について 感染対策を徹底して行い、生徒の状況を把握したうえで、活動内容、活動時間等についても十分留意して実施。 <ul style="list-style-type: none"> ・活動前に、健康観察を実施。 ・活動計画等を事前に顧問が作成し、校長はその活動内容等を把握。 ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導する。 ・合宿や府県間の移動を伴う練習試合（合同練習を含む）は実施しない。
⑦ 感染拡大により学校休業となった場合、オンラインによる学活・健康観察・課題説明やオンライン授業（ライブ配信等）の実施、家庭学習を進めるための学習計画の配付や課題の提示など、学校の状況に応じて学習支援を行う。 感染が不安で登校ができない等の児童生徒については、オンラインによる健康観察・課題説明や、保護者の希望による授業のライブ配信等の実施、家庭学習を進めるための学習計画の配付や課題の提示など、学校の状況に応じて学習支援を行う。
⑧ 学校施設開放事業は再開。
⑨ 放課後児童対策等事業は学校に準じた対応で実施する。
⑩ 教職員の健康管理等について <ul style="list-style-type: none"> ・体調不良時のルールに基づいた対応を実施。 ・教職員へワクチンの接種を推奨する。

7

6. こども園の取組

○園児の安全を守るため、以下の感染対策を徹底。

①感染拡大を予防する「堺スタイル」の実践

②感染予防ポスターの掲示（民間保育施設にはポスターの掲示の協力要請）

※通園児、保育者等に陽性者が出たときは、感染拡大防止のため、発生園の臨時休園等を行うことがある

8

7. 緊急事態措置コールセンターの終了について

○緊急事態宣言発出を受け、以下のとおり開設

- 目的：緊急事態措置に関する市民や事業者からの疑問や不安に対応
- 開設日：令和3年8月2日（月）午前9時から緊急事態措置の終了まで（土日祝を除く）
- 開設時間：午前9時から午後5時まで
- 受付・相談件数、主な内容等（9月27日時点）
 - ・受付件数：199件
 - ・対応件数：201件
 - ・主な問合せ・相談内容
受診相談や健康相談、飲食店等の休業・営業時間短縮要請関係、緊急事態措置の内容（外出自粛要請や施設の利用制限など）、市主催・共催イベント関係、市施設の閉館関係など

○緊急事態宣言の解除の決定を受け、9月30日（木）午後5時をもって、緊急事態措置コールセンターを終了

9

(参考) 堺市緊急事態措置コールセンターへの問合せについて

- 期間：令和3年8月2日から9月27日（午前9時～午後5時）
- 問合せ受付件数：199件（対応件数：201件）

